

高等学校

教育課程編成の県基準  
教育課程編成の手引

平成22年

山梨県教育委員会



# はじめに

平成 21 年 3 月、文部科学省令第 3 号による学校教育法施行規則の一部改正とともに、文部科学省告示第 34 号として高等学校学習指導要領が全面的に改訂されました。

この学習指導要領は、平成 25 年度の入学生から年次進行により実施することとしておりますが、平成 22 年度から移行措置として総則等の一部を先行して実施するとともに、中学校において数学及び理科が先行実施されていたことに対応して、平成 24 年 4 月 1 日の入学生から年次進行で、数学、理科及び理数を先行して実施することとなっております。

これに先立ち、教育基本法改正、学校教育法改正が行われ、知・徳・体のバランスとともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定されました。さらに、中央教育審議会における、このような教育の根本にさかのぼった法改正を踏まえた審議を経て行われた、平成 20 年 1 月の答申においては、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示され、高等学校の教育課程の枠組みについては、高校生の興味・関心や進路等の多様性を踏まえ、必要最低限の知識・技能と教養を確保するという「共通性」と、学校の裁量や生徒の選択の幅の拡大という「多様性」のバランスに配慮して改善を図る必要があることが示されました。

今回の改訂は、改正された教育基本法や学校教育法等の規定にのっとり、中央教育審議会答申を踏まえ、次の方針に基づいて行われました。

## **教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。**

今回の改訂においては、生きる力という理念は、知識基盤社会の時代においてますます重要となっていることから、これを継承し、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視しています。

## **知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。**

各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、これらの活用を図る学習活動を充実すること、さらに探究活動の質的な充実を図ることなどにより思考力・判断力・表現力等を育成することとしています。また、これらの学習を通じて、その基盤となる言語に関する能力の育成、さらに、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うことなどを重視しています。

## **道徳教育や体育などの充実により、豊かな心と健やかな体を育成すること。**

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育については、その全体計画を作成することを規定し、公民科や特別活動において、人間としての在り方生き方に関する学習の充実を図っています。

県教育委員会においては、この改訂の趣旨の徹底を図るために、平成 20 年 8 月に県内高等学校全教員を対象に新教育課程説明会を開催するなど周知に努めてまいりました。また、平成 21 年に設置した山梨県高等学校教育課程研究協議会の 2 年間にわたる研究協議に基づき、「教育課程編成の県基準」及び「教育課程編成の手引」を作成しました。

各学校においては、関係法令や学習指導要領、そして教育課程編成の県基準及び手引等を十分に活用し、21 世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、創意工夫を生かした特色ある教育の展開や特色ある学校づくりに努めるよう願うものであります。

平成 22 年 10 月

山梨県教育委員会

教育長 松土 清

# 目 次

はじめに

山梨県教育委員会教育長 松 土 清

## 教育課程編成の県基準

山梨県立高等学校教育課程編成の県基準	・・・・・・・・	1
--------------------	----------	---

## 教育課程編成の手引

教育課程の編成と評価について	・・・・・・・・	7
学習指導要領 第1章 総則(本文)	・・・・・・・・	10
総則の改訂の要点 Q & A	・・・・・・・・	20
総則第1款 教育課程編成の一般方針 Q & A	・・・・・・・・	22
総則第2款 各教科・科目及び単位数等 Q & A	・・・・・・・・	28
総則第3款 各教科・科目の履修等 Q & A	・・・・・・・・	35
総則第4款 各教科・科目, 総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等 Q & A	・・	42
総則第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項 Q & A	・・・・・・・・	49
総則第6款 単位の修得及び卒業の認定 Q & A	・・・・・・・・	60
学習指導要領 第4章 総合的な学習の時間(本文)	・・・・・・・・	61
総合的な学習の時間 Q & A	・・・・・・・・	63
学習指導要領 第5章 特別活動(本文)	・・・・・・・・	66
特別活動 Q & A	・・・・・・・・	69

## 様 式

様式1 「平成 年度教育課程の編成について(協議)」	・・・・・・・・	73
様式2 「平成 年度教育課程の編成について(届出)」	・・・・・・・・	74
様式3 「平成 年度教育課程の編成について(協議)」	・・・・・・・・	75
様式4 「標準と異なる教育課程の実施についての事情説明」	・・・・・・・・	76
様式5 「平成 年度使用準教科書について(申請)」	・・・・・・・・	77
様式6 「平成 年度道德教育の全体計画(様式例)」	・・・・・・・・	78

## 関係法令等

教育基本法	・・・・・・・・	79
学校教育法(抄)	・・・・・・・・	82
学校教育法施行令(抄)	・・・・・・・・	83
学校教育法施行規則(抄)	・・・・・・・・	84
学校教育法施行規則第98条各号の規定により 別に定めることとされた学修について定める件	・・・・・・・・	86
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)	・・・・・・・・	87
単位制高等学校教育規程	・・・・・・・・	89
学校外における学修等の単位認定	・・・・・・・・	91

# 教育課程編成の県基準



# 山梨県立高等学校教育課程編成の県基準

平成22年7月2日付教高第925号（通達）

平成25年度以降の入学者に係る教育課程は，法令及び高等学校学習指導要領（平成21年3月9日文科科学省告示第34号）と，次に掲げる基準によって編成するものとする。

## 1 基本方針

- (1) 人間として調和のとれた生徒の育成に努める。
- (2) 各学校が生徒や地域の実態等を十分考慮し，高等学校教育の共通性を踏まえた上で，創意工夫を生かした特色ある教育の展開や特色ある学校づくりに努める。
- (3) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力の育成に努める。
- (4) 生徒の特性等に応じた各教科・科目等の履修ができるよう，選択幅を広げ，生徒の個性を生かす教育の充実に努める。
- (5) 人間としての在り方生き方に関する教育及び生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う教育を，学校の教育活動全体を通じて適切に行うよう努める。
- (6) 就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うよう努める。

## 2 各教科・科目

- (1) 主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数は別表に定めるところによるものとする。
- (2) すべての生徒に履修させる各教科・科目（必履修教科・科目）について，生徒の実態及び専門学科の特色等により，その単位数の一部を減ずる必要が生じた場合は，県教育委員会と協議するものとする。
- (3) 専門学科において，専門教科・科目の履修をもって，必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることの必要が生じた場合は，県教育委員会へ届け出るものとする。
- (4) 夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する必要がある場合は，県教育委員会と協議するものとする。
- (5) 10分程度の短い時間を単位として指導を行い，その時間を当該教科・科目の授業時数に含める必要が生じた場合は，県教育委員会と協議するものとする。

### 3 学校設定教科・科目

学校設定教科・科目を設置する場合は，その教科・科目の名称，目標，内容，単位数等について，県教育委員会へ届け出るものとする。

### 4 総合的な学習の時間

- (1) 各学校は生徒や地域の実態等に応じて創意工夫を生かした教育活動を行うよう指導体制を整備し，特色ある学校づくりに努める。
- (2) 職業教育を主とする学科においては，課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間における学習活動の一部又は全部に替えることができるが，その場合は県教育委員会へ届け出るものとする。
- (3) 特に必要があり，2単位とする場合は，県教育委員会と協議するものとする。

### 5 特別活動

ホームルーム活動の授業時数については，原則として，1単位時間を50分として計算し，年間35単位時間以上を確保するとともに，全ての生徒に対し，各年次，毎週履修させるものとする。

### 6 単位修得

教育課程編成に当たって，単位修得の認定を学期の区分ごとに行う場合は，県教育委員会へ届け出るものとする。

### 7 備考

平成24年度以前の入学者に係る教育課程の編成についても2 - (2)～(5)，3～6を適用するものとする。  
(平成21年3月9日文科科学省告示第38号)

### 附 則

この県基準は，平成25年4月1日から施行する。ただし，法令及び高等学校学習指導要領（平成21年3月9日文科科学省告示第34号）の改訂が行われた場合は，これに基づき改める。



別表 主として専門学科において開設される各教科・科目

教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる主として専門学科において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
農 業	農業と環境	4	工 業	製 図	6
	課題研究	3		工業数理基礎	3
	総合実習	6		情報技術基礎	3
	農業情報処理	2		材料技術基礎	3
	作物	4		生産システム技術	4
	野菜	6		工業技術英語	3
	果樹	6		工業管理技術	4
	草花	6		環境工学基礎	2
	畜産	6		機械工作	4
	農業経営	4		機械設計	4
	農業機械	4		原 動 機	3
	食品製造	6		電子機械	4
	食品化学	6		電子機械応用	3
	微生物利用	6		自動車工学	4
	植物バイオテクノロジー	4		自動車整備	4
	動物バイオテクノロジー	4		電気基礎	5
	農業経済	4		電気機器	3
	食品流通	4		電力技術	4
	森林科学	6		電子技術	4
	森林経営	4		電子回路	4
	林産物利用	6		電子計測制御	4
	農業土木設計	6		通信技術	3
	農業土木施工	4		電子情報技術	3
	水 循 環	4		プログラミング技術	3
	造園計画	6		ハードウェア技術	4
	造園技術	6		ソフトウェア技術	3
	環境緑化材料	4		コンピュータシステム技術	4
測 量	6	建築構造	4		
生物活用	2	建築計画	4		
グリーンライフ	2	建築構造設計	4		
工 業	工業技術基礎	3	建築施工	3	
	課題研究	3	建築法規	2	
	実 習	9	設備計画	4	

教 科	科 目	標 準 単位数	教 科	科 目	標 準 単位数	
工 業	空 気 調 和 設 備	4	商 業	原 価 計 算	3	
	衛 生 ・ 防 災 設 備	4		管 理 会 計	3	
	測 量	4		情 報 処 理	3	
	土 木 基 礎 力 学	5		ビ ジ ネ ス 情 報	3	
	土 木 構 造 設 計	3		電 子 商 取 引	3	
	土 木 施 工	5		プ ロ グ ラ ミ ン グ	3	
	社 会 基 盤 工 学	3		ビ ジ ネ ス 情 報 管 理	3	
	工 業 化 学	6		家 庭	生 活 産 業 基 礎	2
	化 学 工 学	4	課 題 研 究		3	
	地 球 環 境 化 学	4	生 活 産 業 情 報		3	
	材 料 製 造 技 術	4	消 費 生 活		3	
	工 業 材 料	4	子 ども の 発 達 と 保 育		4	
	材 料 加 工	4	子 ども 文 化		3	
	セ ラ ミ ッ ク 化 学	4	生 活 と 福 祉		4	
	セ ラ ミ ッ ク 技 術	4	リ ビ ン グ デ ザ イ ン		4	
	セ ラ ミ ッ ク 工 業	4	服 飾 文 化		3	
	織 維 製 品	4	フ ァ ッ シ ョ ン 造 形 基 礎		4	
	織 維 ・ 染 色 技 術	3	フ ァ ッ シ ョ ン 造 形		8	
	染 織 デ ザ イ ン	3	フ ァ ッ シ ョ ン デ ザ イ ン		10	
	イ ン テ リ ア 計 画	3	服 飾 手 芸		3	
	イ ン テ リ ア 装 備	3	フ ー ド デ ザ イ ン		4	
	イ ン テ リ ア エ レ メ ン ト 生 産	3	食 文 化		2	
	デ ザ イ ン 技 術	4	調 理		14	
	デ ザ イ ン 材 料	3	栄 養		3	
	デ ザ イ ン 史	3	食 品		2	
	商 業	ビ ジ ネ ス 基 礎	3		食 品 衛 生	4
		課 題 研 究	3		公 衆 衛 生	4
総 合 実 践		3	情 報	情 報 産 業 と 社 会	3	
ビ ジ ネ ス 実 務		3		課 題 研 究	3	
マ ー ケ テ ィ ン グ		3		情 報 の 表 現 と 管 理	3	
商 品 開 発		3		情 報 と 問 題 解 決	3	
広 告 と 販 売 促 進		3		情 報 テ ク ノ ロ ジ ー	3	
ビ ジ ネ ス 経 済		3		ア ル ゴ リ ズ ム と プ ロ グ ラ ム	4	
ビ ジ ネ ス 経 済 応 用		3		ネ ッ ト ワ ー ク シ ス テ ム	4	
経 済 活 動 と 法 簿		4		デ ー タ ベ ー ス	4	
財 務 会 計		3		情 報 シ ス テ ム 実 習	6	
財 務 会 計		3		情 報 メ デ ィ ア	4	

教科	科目	標準 単位数	教科	科目	標準 単位数	
情報	情報デザイン	4	音楽	音楽理論	2	
	表現メディアの編集と表現	4		音楽史	2	
	情報コンテンツ実習	6		演奏研究	2	
福祉	社会福祉基礎	3		ソルフェージュ	2	
	介護福祉基礎	3		声楽	2	
	コミュニケーション技術	2		器楽	2	
	生活支援技術	4		作曲	2	
	介護過程	3		鑑賞研究	2	
	介護総合演習	3		美術	美術概論	2
	介護実習	4			美術史	2
	こころとからだの理解	3	素描		2	
福祉情報活用	2	構成	2			
理数	理数数学	6	絵画		2	
	理数数学	8	版画		2	
	理数数学特論	6	彫刻		2	
	理数物理	6	ビジュアルデザイン		2	
	理数化学	6	クラフトデザイン	2		
	理数生物	6	情報メディアデザイン	2		
	理数地学	6	映像表現	2		
	課題研究	2	環境造形	2		
体育	スポーツ概論	7	鑑賞研究	2		
	スポーツ	8	英語	総合英語	13	
	スポーツ	8		英語理解	3	
	スポーツ	8		英語表現	7	
	スポーツ	8		異文化理解	4	
	スポーツ	2		時事英語	2	
	スポーツ	2				
	スポーツ総合演習	6				

主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数

主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数は、設置者である山梨県教育委員会が定め、その標準単位数を標準として各学校が地域の実態や学科の特色等に応じて、弾力的に教育課程表に位置づけることとする。単位数を減ずる場合には、その科目の目標の趣旨を損なわない範囲で行うよう留意すること。具体的には、当該学科のすべての生徒に履修させることを原則としている科目については標準単位数の2分の1、その他の科目については標準単位数の3分の1を履修認定の下限とする。また、履修の上限は標準単位数の2倍までとする。



# 教育課程編成の手引



## 教育課程の編成と評価について

地域や学校の実態に即し、また、生徒の特性、進路等に即し、各学校の創意工夫を生かしたより一層適切な教育課程を編成するために、教育課程の編成と評価に当たっては次の諸点を踏まえる必要がある。

### (1) 教育課程の意義

教育課程の意義については、様々なとらえ方があるが、学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であると言える。

学校において編成する教育課程をこのようにとらえた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。

学校教育の目的や目標は教育基本法及び学校教育法に示されている。まず、教育基本法においては、教育の目的(第1条)及び目標(第2条)や学校教育の基本的役割(第6条第2項)が定められている。これらの規定を踏まえ、学校教育法においては、高等学校の目的(第50条)及び目標(第51条)に関する規定がそれぞれ置かれている。したがって、各学校において学校の教育目標を設定するに当たっては、法律で定められている教育の目的や目標などを基盤としながら、地域や学校の実態に即した教育目標を設定する必要がある。

各学校における具体的な指導内容については、これらの規定を踏まえ、学校教育法施行規則及び学習指導要領に各教科・科目等の種類やそれぞれの目標、指導内容等についての基準を示している。

各学校においては、これらの基準に従うとともに地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階と特性等を考慮して、指導内容を選択し組織する必要がある。その際、各学校においては、高等学校の目的(第50条)を踏まえ、普通教育と専門教育の両方を施すことが必要である。

授業時数は、教育の内容との関連において定められるべきものであるが、学校教育は一定の時間内において行わなければならないので、その配当は教育課程の編成上重要な要素になってくる。

高等学校の各教科・科目は、単位制を採用して、1単位の算定に必要な一定の単位時間数、すなわち1単位当たりの授業時数を定めている。したがって、高等学校の各教科・科目は、その標準単位数等に基づいて、具体的な単位数を配当することが授業時数を定めることにほかならない。

以上のことを要約すれば、学校において編成する教育課程は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動についてそれらの目標を実現するよう教育の内容を課程や学科の特色等に応じ、授業時数や単位数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。

### (2) 教育課程の編成

#### 教育目標の設定

学校教育が組織的、継続的に実施されるためには、学校教育の目的や目標を設定し、その達成を図るための教育課程が編成される必要がある。高等学校の目的や目標は学校教育法に示されており、各学校においては、その達成を目指して教育を行わなければならない。しかし、法律に規定された目的や目標は一般的であり、各学校においては、生徒の実態や学校の置かれている各種の条件を分析して検討した上でそれぞれの学校の教育の課題を正しくとらえ、それに応じた具体的な強調点や留意点を明らかにした教育目標を設定する必要がある。各学校の教育課程は、それぞれの学校の教育目標の実現を目指して編成されるものであり、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の目標など指導内容に十分反映するようにすることが大切である。

つまり、学校の教育目標は、法律で定められている高等学校の目的や目標を前提とするものであり、また、学習指導要領に示されている各教科・科目等の目標などを前提とするものであることが必要であ

る。また、地域や学校及び生徒の実態に即したものであること、教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであることなどが必要である。

以上のことを整理すると、各学校で設定する教育目標は、次のような要件を具備する必要がある。

法律に定められた高等学校の目的や目標を前提とするものであること。

学習指導要領に示す各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の目標などを前提とするものであること。

教育委員会の規則、方針等に従っていること。

地域や学校の実態等に即したものであること。

教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。

評価が可能な具体性を有すること。

### **教育課程編成の手順**

高等学校は義務教育ではないが、公の性質を有する（教育基本法第6条第1項）ものであるから、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障することが要請される。このため、高等学校教育の目的や目標を達成するために学校において編成、実施される教育課程について、国として一定の基準を設けて、ある限度において国全体としての統一性を保つことが必要となる。

一方、教育は、その本質からして地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性等に応じて効果的に行われることが大切であり、また、各学校において教育活動を効果的に展開するためには、学校や教師の創意工夫に負うところが大きい。

したがって、各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、地域や学校及び生徒の実態に即した教育課程を責任をもって編成、実施することが必要である。

これからの学校教育においては、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施し、特色ある学校教育活動を進めていくことが求められている。そのためには、地域や学校、生徒の実態等を的確に把握・分析し、それを基に、それぞれの学校の教育課題を明確にし、全教職員が一致協力して教育課程の編成と評価に当たることが重要である。

教育課程の編成の手順は必ずしも一定したものではなく、それぞれの学校がその実態に即して、手順を考えるべきものである。ここでは一例を示す。

教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。

基本方針を明確にするということは、教育課程の編成に対する学校の姿勢や作業計画の大綱を明らかにするとともに、それらについて全教職員が共通理解をもつことである。

教育課程の編成のための具体的な組織と日程を決める。

教育課程の編成は、組織的かつ計画的に実施する必要がある。そのために編成を担当する組織を確立するとともに、それを学校の組織全体の中に明確に位置付ける。また、編成の作業日程を明確にするとともに、それと学校が行う諸活動との調和を図る。

教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。

事前の研究や調査によって、教育課程についての国や教育委員会の基準の趣旨を理解するとともに、教育課程の編成にかかわる学校の実態や諸条件を把握する。

学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。

学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項は、学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づきながら、しかも各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定する。

教育課程を編成する。

教育課程は学校の教育目標の実現を目指して、各教科・科目等及びその指導内容を選択し、組織し、それに必要な単位数や授業時数を定めて編成する。



### (3) 教育課程の評価

#### 学校評価に関する法制度

学校評価については、平成 16 年 4 月に施行された高等学校設置基準等において、各学校は自己評価とその結果の公表に努め、保護者等に対する情報提供についても、積極的に行うこととされた。平成 19 年 6 月に学校教育法が改正され、学校評価及び情報提供に関する総合的な規定が設けられ、同年 10 月に改正された学校教育法施行規則では、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。また、山梨県立学校管理規則第 1 条の 3 でも学校評価について規定している。

これにより、各高等学校は法令上、

教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること、

保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること、

自己評価の結果、学校関係者評価の結果を設置者に報告すること、が必要である。

#### 学校評価ガイドラインにおける教育課程の評価

法令上の規定等を踏まえ、平成 20 年 1 月 31 日に「学校評価ガイドライン〔改訂〕」が作成された。その中では、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことではあるが、その設定について検討する際の視点となる具体的な項目が、「教育課程・学習指導」については、「各教科等の授業の状況」、「教育課程等の状況」のもとに例として示されている。各学校は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定することが期待されるが、その際、教育課程もその重要な評価対象となりうる。

### (4) 教育課程の改善

教育課程の評価に続いて行われなければならないのは、その改善である。

教育課程についての評価が行われたとしても、これがその改善に活用されなければ、評価本来の意義が発揮されない。教育課程の改善は、編成した教育課程をより適切なものに改めることであるが、これは教育課程を地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階と特性、進路等に即したものにすることにほかならない。この意味から、学校は教育課程を絶えず改善する基本的態度をもつことが必要である。このような改善によってこそ学校の教育活動が充実するとともに質を高めて、その効果を一層あげることが期待できる。

#### 改善の在り方

教育課程の改善は、各学校の創意工夫によって具体的には異なるであろうが、カリキュラム・マネジメントなどの手法を用いて教職員全体で評価と改善に取り組むことが求められている。一般的には次のような手順が考えられる。

評価の資料を収集し、検討すること。

問題点を整理し、原因と背景を明らかにすること。

改善案をつくり、実施すること。

指導計画における指導目標の設定、各教科・科目や指導内容の構成や配列、予測される学習活動などのように、比較的直ちに修正できるものもあれば、人的、物的諸条件のように、比較的長期の見通しの下に改善の努力を傾けなければならないものもある。また、個々の部分修正にとどまるものもあれば、広範囲の全体修正を必要とするものもある。さらに学校内の教職員の努力によって改善できるものもあれば、学校外へ働きかけるなどの改善の努力を必要とするものもある。教育課程の改善は、それらのことを見定めて実現を図っていかなければならない。

こうした評価・改善活動の推進が、いわゆる事前・事後の説明責任を果たすことにつながるのである。

# 学習指導要領 第1章 総則(本文)

## 第1款 教育課程編成の一般方針

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成する(Q3)ものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行う(Q4)ものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむ(Q5, 6)とともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実する(Q7)とともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

- 2 学校における道徳教育(Q8)は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない(Q9)。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする(Q10)。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力(Q10)を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

- 3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進(Q11)並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。
- 4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導(Q12)を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

## 第2款 各教科・科目及び単位数等

- 1 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させる下記2から5までに示す各教科に属する科目及びその単位数、総合的な学習の時間の単位数並びに特別活動及びその授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、各教科に属する科目(以下「各教科・科目」という。)及び総合的な学習の時間の単位数の計は、第3款の1, 2及び3の(1)に掲げる各教科・科目の単位数並びに総合的な学習の時間の

単位数を含めて74単位以上(Q14)とする。

単位(Q15)については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程においては、第7款の定めるところによるものとする。

2 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって(Q16,17)、次の表に掲げる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれらの単位数について適切に定める(Q18)ものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる(Q19)。

教科等	科目	標準単位数	教科等	科目	標準単位数
国語	国語総合	4	保健体育	体育	7~8
	国語表現	3		保健	2
	現代文A	2	芸術	音楽	2
	現代文B	4		音楽	2
	古典A	2		音楽	2
古典B	4	美術	2		
地理歴史	世界史A	2	芸術	美術	2
	世界史B	4		美術	2
	日本史A	2		工芸	2
	日本史B	4		工芸	2
	地理A	2		工芸	2
公民	地理B	4	外国語	書道	2
	現代社会	2		書道	2
	倫理	2		コミュニケーション英語基礎	2
数学	政治・経済	2	外国語	コミュニケーション英語	3
	数学	3		コミュニケーション英語	4
	数学	4		コミュニケーション英語	4
	数学	5		コミュニケーション英語	4
	数学A	2		英語表現	2
	数学B	2		英語表現	4
理科	数学活用	2	家庭	英語会話	2
	科学と人間生活	2		家庭基礎	2
	物理基礎	2		家庭総合	4
	物理	4	情報	生活デザイン	4
	化学基礎	2		社会と情報	2
	化学	4	情報の科学	2	
	生物基礎	2	総合的な学習の時間		3~6
	生物	4			
	地学基礎	2			
地学	4				
理科課題研究	1				

3 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数（Q20）を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする（Q21）。

教科	科目	教科	科目
農業	農業と環境, 課題研究, 総合実習, 農業情報処理, 作物, 野菜, 果樹, 草花, 畜産, 農業経営, 農業機械, 食品製造, 食品化学, 微生物利用, 植物バイオテクノロジー, 動物バイオテクノロジー, 農業経済, 食品流通, 森林科学, 森林経営, 林産物利用, 農業土木設計, 農業土木施工, 水循環, 造園計画, 造園技術, 環境緑化材料, 測量, 生物活用, グリーンライフ	商業	ビジネス基礎, 課題研究, 総合実践, ビジネス実務, マーケティング, 商品開発, 広告と販売促進, ビジネス経済, ビジネス経済応用, 経済活動と法, 簿記, 財務会計, 財務会計, 原価計算, 管理会計, 情報処理, ビジネス情報, 電子商取引, プログラミング, ビジネス情報管理
	工業	工業技術基礎, 課題研究, 実習, 製図, 工業数理基礎, 情報技術基礎, 材料技術基礎, 生産システム技術, 工業技術英語, 工業管理技術, 環境工学基礎, 機械工作, 機械設計, 原動機, 電子機械, 電子機械応用, 自動車工学, 自動車整備, 電気基礎, 電気機器, 電力技術, 電子技術, 電子回路, 電子計測制御, 通信技術, 電子情報技術, プログラミング技術, ハードウェア技術, ソフトウェア技術, コンピュータシステム技術, 建築構造, 建築計画, 建築構造設計, 建築施工, 建築法規, 設備計画, 空気調和設備, 衛生・防災設備, 測量, 土木基礎力学, 土木構造設計, 土木施工, 社会基盤工学, 工業化学, 化学工学, 地球環境化学, 材料製造技術, 工業材料, 材料加工, セラミック化学, セラミック技術, セラミック工業, 繊維製品, 繊維・染色技術, 染織デザイン, インテリア計画, インテリア装備, インテリアエレメント生産, デザイン技術, デザイン材料, デザイン史	水産
家庭			生活産業基礎, 課題研究, 生活産業情報, 消費生活, 子どもの発達と保育, 子ども文化, 生活と福祉, リビングデザイン, 服飾文化, ファッション造形基礎, ファッション造形, ファッションデザイン, 服飾手芸, フードデザイン, 食文化, 調理, 栄養, 食品, 食品衛生, 公衆衛生
看護			基礎看護, 人体と看護, 疾病と看護, 生活と看護, 成人看護, 老年看護, 精神看護, 在宅看護, 母性看護, 小児看護, 看護の統合と実践, 看護臨地実習, 看護情報活用
情報			情報産業と社会, 課題研究, 情報の表現と管理, 情報と問題解決, 情報テクノロジー, アルゴリズムとプログラム, ネットワークシステム, データベース, 情報システム実習, 情報メディア, 情報デザイン, 表現メディアの編集と表現, 情報コンテンツ実習

教 科	科 目	教 科	科 目
福 祉	社会福祉基礎，介護福祉基礎， コミュニケーション技術，生活支 援技術，介護過程，介護総合演習， 介護実習，こころとからだの理解， 福祉情報活用		スポーツ ，スポーツ総合演習
		音 楽	音楽理論，音楽史，演奏研究， ソルフェージュ，声楽，器楽， 作曲，鑑賞研究
理 数	理数数学 ，理数数学 ，理数数 学特論，理数物理，理数化学，理 数生物，理数地学，課題研究	美 術	美術概論，美術史，素描，構成， 絵画，版画，彫刻，ビジュアルデザ イン，クラフトデザイン，情報メデ ィアデザイン，映像表現，環境造形， 鑑賞研究
体 育	スポーツ概論，スポーツ ， スポーツ ，スポーツ ， スポーツ ，スポーツ ，	英 語	総合英語，英語理解，英語表現， 異文化理解，時事英語

#### 4 学校設定科目

学校においては，地域，学校及び生徒の実態，学科の特色等に応じ，特色ある教育課程の編成に資するよう，上記2及び3の表に掲げる教科について，これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる（Q22,23,24,25,26,27）。この場合において，学校設定科目の名称，目標，内容，単位数等については，その科目の属する教科の目標に基づき，各学校の定めるところによるものとする。

#### 5 学校設定教科

(1) 学校においては，地域，学校及び生徒の実態，学科の特色等に応じ，特色ある教育課程の編成に資するよう，上記2及び3の表に掲げる教科以外の教科（以下「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる（Q28,29）。この場合において，学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称，目標，内容，単位数等については，高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し，各学校の定めるところによるものとする。

(2) 学校においては，学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標，内容，単位数等を各学校において定めるに当たっては，産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ，社会に積極的に寄与し，生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに，生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう，就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して，次のような事項について指導することに配慮するものとする。

ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観，職業観の育成

イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察

ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

### 第3款 各教科・科目の履修等

#### 1 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間

(1) すべての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という。）は次のとおりとし、その単位数は、第2款の2に標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学」及び「コミュニケーション英語」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる（Q30）。

ア 国語のうち「国語総合」

イ 地理歴史のうち「世界史A」及び「世界史B」のうちから1科目並びに「日本史A」、「日本史B」、「地理A」及び「地理B」のうちから1科目

ウ 公民のうち「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」

エ 数学のうち「数学」

オ 理科のうち「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目

カ 保健体育のうち「体育（Q31）」及び「保健」

キ 芸術のうち「音楽」、「美術」、「工芸」及び「書道」のうちから1科目

ク 外国語のうち「コミュニケーション英語」（英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする。）

ケ 家庭のうち「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活デザイン」のうちから1科目（Q32,33）

コ 情報（Q34,35,36）のうち「社会と情報」及び「情報の科学」のうちから1科目

(2) 総合的な学習の時間（Q37）については、すべての生徒に履修させるものとし、その単位数は、第2款の2に標準単位数として示された単位数の下限を下らないものとする。ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる（Q38,39,40）。

#### 2 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における各教科・科目の履修については、上記1のほか次のとおりとする。

(1) 専門学科においては、専門教科・科目（第2款の3の表に掲げる各教科・科目、同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと（Q41）。ただし、商業に関する学科においては、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができること。また、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。

(2) 専門教科・科目の履修によって、上記1の必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること（Q42,43,44,45）。

(3) 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な学習の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」（以下この項において「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる（Q46,47）。

### 3 総合学科における各教科・科目の履修等

総合学科における各教科・科目の履修等については、上記1のほか次のとおりとする。

- (1) 総合学科においては、第2款の5の(2)に掲げる「産業社会と人間」をすべての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は2～4単位とすること(Q48,49,50)。
- (2) 総合学科においては、学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)とすることを原則とするとともに、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設け、生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにすること。その際、生徒が選択履修するに当たっての指針となるよう、体系的や専門性等において相互に関連する各教科・科目によって構成される科目群を複数設けるとともに、必要に応じ、それら以外の各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修できるようにすること。

## 第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

- 1 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合(Q51)には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間(夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する(Q52,53,54,55,56)場合を含む。)に行うことができる。
- 2 全日制の課程における週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。
- 3 定時制の課程(Q57)における授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定める(Q58)ものとする。
- 4 ホームルーム活動の授業時数(Q59,60,61)については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。
- 5 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数(Q62)を充てるものとする。
- 6 定時制の課程において、特別の事情(Q63)がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。
- 7 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科・科目等」という。)のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定める(Q64,65,66,67)ものとする。なお、10分間程度の短い時間(Q68,69,70,71,72,73,74)を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。
- 8 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果(Q75)が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

## 第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

### 1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

### 2 各教科・科目等の内容等の取扱い

- (1) 学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる(Q76)。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべ

ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す教科、科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないようにするものとする。

(2) 第2章以下に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない(Q77)ので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

(3) 学校においては、あらかじめ計画して(Q78)、各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。

(4) 学校においては、特に必要がある場合には、第2章及び第3章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。

### 3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(1) 各教科・科目等について相互の関連を図り、発展的、系統的な指導ができるようにすること。

(2) 各教科・科目の指導内容については、各事項のまとめ方及び重点の置き方に適切な工夫を加えて、効果的な指導ができるようにすること。

(3) 学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る(Q79)ようにすること。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設ける(Q80,81)こと。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する(Q82)こと。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修(Q83)させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

(4) 全教師が協力して道徳教育を展開するため、第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成する(Q84,85,86,87)こと。

### 4 職業教育に関して配慮すべき事項

(1) 普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮する(Q88,89)ものとする。

(2) 職業教育を主とする専門学科においては、次の事項に配慮するものとする。

ア 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に配当する授業時数を十分確保するようにすること。

イ 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

(3) 学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

(4) 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。



ア 職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画されるものであることを要すること。

イ 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができること。

ウ 定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業（家事を含む。）に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるとき（Q90）は、その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部に替えることができること。

#### 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

以上のほか、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え（Q91,92,93）、生徒の言語活動を充実すること。
- (2) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること。
- (3) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。
- (4) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育（Q94,95,96,97,98,99）を推進すること。
- (5) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れる（Q100）ようにすること。
- (6) 各教科・科目等の指導に当たっては、教師間の連携協力を密にするなど指導体制を確立するとともに、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、教師間の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。
- (7) 学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること（Q101）。
- (8) 障害のある生徒など（Q102）については、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う（Q103）こと。
- (9) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かす（Q104）など適切な指導を行うこと。
- (10) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を

充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

- (11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
- (12) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。
- (13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。
- (14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流(Q105,106)を図るとともに、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

## 第6款 単位の修得及び卒業の認定

### 1 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定

- (1) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得(Q107)したことを認定しなければならない。
- (2) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な学習の時間を履修し、その成果が第4章に定める目標からみて満足できると認められる場合(Q108)には、総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
- (3) 学校においては、生徒が1科目又は総合的な学習の時間を2以上の年次にわたって履修(Q109)したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

### 2 卒業までに修得させる単位数

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

### 3 各学年の課程の修了の認定

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。

## 第7款 通信制の課程における教育課程の特例

通信制の課程における教育課程については、第1款から第6款まで(第4款、第5款の1並びに第5款の4の(4)のA及びイを除く。)に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- 1 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間(1単位時間は、50分として計算するものとする。以下同じ。)数の標準は、1単位につき次の表のとおりとするほか、学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものについては、各学校が定めるものとする。

各教科・科目	添削指導（回）	面接指導（単位時間）
国語，地理歴史，公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

- 2 総合的な学習の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については，各学校において，学習活動に応じ適切に定めるものとする。
- 3 面接指導の授業の1単位時間は，各学校において，各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保しつつ，生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- 4 学校が，その指導計画に，各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送，テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で，生徒がこれらの方法により学習し，報告課題の作成等により，その成果が満足できると認められるときは，その生徒について，その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち，各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし，免除する時間数は，合わせて10分の8を超えることができない。
- 5 特別活動については，ホームルーム活動を含めて，各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお，特別の事情がある場合には，ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

## 総則の改訂の要点 Q & A

### Q1 学習指導要領の改訂の基本方針は何ですか。

A1 次の3点があります。

第一は、教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」の育成を継承・充実するとしたことです。「生きる力」は「知識基盤社会」の時代においてますます重要となっていることから、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視していることです。

第二は、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等をバランスよく育てることを重視している点です。確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要があります。

第三は、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することです。豊かな心や健やかな体を育成することについては、家庭や地域の実態を踏まえ、学校における道徳教育や体育などの充実を重視しています。

### Q2 学習指導要領の基本的な枠組みと教育内容の主な改善事項はどのようなものですか。

A2 教育課程全体を通じた基本的枠組みと主な改善事項は、次のとおりです。

(1)教育課程の基本的枠組み（以下の4点です。）

卒業までに修得させる単位数は、従前と同様74単位以上。

教育課程の共通性と多様性のバランスを重視し、学習の基盤となる国語、数学、外国語に共通必修履修科目を設定するとともに、理科の科目履修の柔軟性を向上。

週当たりの授業時数（全日制）は、標準である30単位時間を超えて授業を行うことができることを明確化。

義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることを促進。

(2)教育内容の主な改善事項（以下の7点です。）

言語活動の充実

国語をはじめとする言語は、論理や思考などの知的活動ばかりでなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤です。このため、国語科において、的確に理解し、論理的に思考し表現する能力、互いの立場や考えを尊重して伝え合う能力を育成することや、我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくむことを重視するとともに、各教科等で批評、論述、討論などの言語活動を充実するよう改訂がなされています。

理数教育の充実

「知識基盤社会」では、科学技術の土台となる理数教育の充実が求められており、国際的な通用性、内容の系統性、近年の新しい科学的知見に対応する観点から、指導内容が充実・刷新されています。統計に関する内容を必修修化させるとともに、知識・技能を活用する学習や探究する学習を重視した科目の新設、指導内容と日常生活や社会との関連を重視した科目の新設などの改善が図られています。

伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育の充実が図られています。具体的には、国語科での古典、地理歴史科及び公民科での歴史や宗教に関する学習、保健体育科での武道、芸術科での伝統音楽や我が国の美術文化に関する学習、家庭科での衣食住の文化の継承にかかわる学習などの充実が図られています。

### 道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、全教師が協力して効果的に展開できるようにするため、その全体計画を作成することが規定されています。また、公民科、特別活動を中心に、人間としての在り方や生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うこととされています。

### 体験活動の充実

人に尽くしたり社会に役立ったりすることでやりがいを感じることができ、さらに自分の将来展望や社会における自分の役割について考えを深めることが期待できるボランティアなどの社会奉仕活動や就業体験活動の充実が図られています。また、職業教育において、産業現場等における長時間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けることとされています。

### 外国語教育の充実

高等学校で指導する語数の充実を図り、コミュニケーション英語Ⅰ、Ⅱ及びⅢを履修する場合には、高等学校で1,800語（中学校で学習する語と合わせて3,000語）を学習することとされています。

また、生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本としています。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるよう十分配慮するものとされています。

### 高等学校の職業に関する教科・科目の改善

職業人としての規範意識や倫理観、技術の進展や環境等への配慮、地域産業を担う人材の育成など、各種産業で求められる知識・技術などを身に付けさせる観点から科目構成や内容が改善されています。

このほか、体育、食育、安全教育の充実や、環境、消費者に関する教育の充実を図るとともに、情報の活用、情報モラルなどの情報教育の充実、部活動の意義や留意点、障害のある生徒等について障害の状態等に応じた指導の工夫を行う旨が規定されています。

## 総則第1款 教育課程編成の一般方針 Q & A

### 総則第1款の1 教育課程編成の原則

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

**Q3 これまでの指導要領では、各学校の創意工夫を生かしたり生徒の実態等に対応したりする観点から、生徒の選択幅を拡大してきましたが、教育課程の共通性と多様性との関係はどのようになっていますか。**

A3 高等学校には多様な興味・関心や進路希望等を持つ生徒が入学してきます。このような状況を踏まえ、教育課程の編成においては、各教科に選択必修科目が設けられるなど、選択幅の拡大が図られてきました。今回の改訂では、学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大（多様性）と高校生として最低限必要な知識・技能と教養の確保（共通性）とのバランスに配慮しています。各必修教科・科目の単位数を原則として改訂前よりも増加させないこととしながらも、高等学校教育としての共通性という点が重視され、学習の基盤となる国語、数学、外国語において、すべての高校生が共通に履修する共通必修科目を設けることで、高等学校の教育課程の共通性を高めています。具体的には、国語では「国語総合」が、数学では「数学」が、外国語では「コミュニケーション英語」が共通必修科目になっています。

**Q4 「目標を達成するよう教育を行う」と書かれたことで、今までとの違いはありますか。**

A4 教育課程の編成主体については、「各学校においては、……適切な教育課程を編成するものとし」と示しています。今回の改訂においても、「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示され、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が引き続き強調されています。

今回の改訂において、「各学校においては、……適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」との記述が追加されました。これは、教育基本法第2条（教育の目標）、学校教育法第51条（高等学校教育の目標）は、いずれも「目標を達成するよう行われるものとする。」と規定していることを踏まえたものです。「目標を達成するよう」という規定ぶりであることから、教育基本法第2条と同様、生徒が目標を達成することを義務付けるものではありませんが、今回の改訂により、各学校は、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領に掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があることが明確になっています。

学校において編成される教育課程については、公教育の立場から教育基本法及び学校教育法その他の法令により種々の定めがなされているので、これらの法令に従って編成しなければなりません。

また、「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、」としていますが、ここでいう「教育基本法及び学校教育法その他の法令」とは、教

育基本法，学校教育法，学校教育法施行規則，地方教育行政の組織及び運営に関する法律等です。

**Q5 今回の改訂では、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」と「思考力・判断力・表現力等の育成」のバランスが重視されています。「習得」「活用」「探究」などの学習活動との関係はどのように考えればよいのですか。**

A5 確かな学力を育成するためには，基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり，これらのバランスを重視する必要があります。

このため，各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに，観察・実験やレポートの作成，論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実すること，さらに総合的な学習の時間を中心として行われる教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動の質的な充実を図ることなどにより思考力・判断力・表現力等を育成することとしています。すなわち，「知識・技能」は課題を解決するために活用されるべきものであり，活用する力として思考力・判断力・表現力等があり，この活用によって探究活動が充実し，生きる力を育成することができるということです。

これらの学習活動は相互に関連し合っており，截然と分類されるものではありません。また各教科での「習得」や「活用」，総合的な学習の時間を中心とした「探究」は「習得」「活用」「探究」という一つの方向でのみ進むわけではなく，「探究」・「活用」を通して「習得」を確実にするという流れもあります。つまり，これらの学習活動は相互に関連して，繰り返していくことによって学力はより確実に定着するという事に留意する必要があります。

**Q6 今回の改訂で，学力の重要な要素として「基礎的・基本的な知識・技能の習得」がありますが，「基礎的・基本的」の意味するところはどのようなものですか。**

A6 「基礎的・基本的」については，「基礎的」，「基本的」という二つの別のものとしてではなく，一体のものとしてとらえるという考え方です。

唯一の固定的な「基礎的・基本的な知識・技能」があるという考え方もありますが，生徒や学校の実態などに応じて，相対的なものとしてこれをとらえることが重要です。つまり，これから学習する内容や生徒の実態に応じて「基礎的・基本的な知識・技能」として考えられるものの具体的内容は違ってきます。「基礎的・基本的な知識・技能」は唯一の固定的な何かなのではなく，むしろ多様な視点から相対的にとらえることができます。

例えば，学習活動を進めていくうえで重要な学力の要素という観点からは，少なくとも以下の2つの「基礎的・基本的な知識・技能」が考えられます。

第一は，「読み」「書き」「計算」などです。第二は，これから学習する内容の土台となる力です。既に学習した内容に関する知識や理解，思考力，判断力，表現力などやこれから学習する内容に対する関心や意欲などがあります。生徒が学習を進めていくうえで，このような「基礎的・基本的な知識・技能」も重要です。

これ以外にも様々なレベルの「基礎的・基本的な知識・技能」が想定されます。生徒の実態などに応じて「基礎的・基本的な知識・技能」を明確にし，そこに的を絞った指導が大切です。

**Q7 今回の改訂では，生徒の「言語活動の充実」が掲げられています。「言語活動」の定義を教えてください。また，国語科以外の教科での言語活動としてはどのようなものが考えられますか。**

A7 学習指導要領の総則に言語活動の充実，言語に関する能力の育成が明示されました。これは，国語のみならず，各教科，総合的な学習の時間，道徳，特別活動など教育活動全般で「言語」を重視するということです。また，それらによって知識・技能を習得するのも，これらを活用し課題を解決するために思考し，判断し，表現するのもすべて言語によって行われるものであり，これらの学習活動の基盤となるのは，言語に関する能力です。さらに，言語は論理的思考だけではなく，コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり，豊かな心をはぐくむ上でも，言語に関する能力を高めていくことが求められています。このため，各教科等において言語活動を充実することとしています。

各教科バラバラに言語活動に取り組むのではなく生徒の実態を把握して生徒に必要な言語に関する能力を育成するために学校全体で取り組む必要があります。そのときに国語科が学校で先導的・指導的役割を果たします。高等学校では各教科・科目の内容は義務教育段階に比べて専門性の高いものになっています。したがって，過度に国語科に依存するのではなく教科の専門性という立場から言語活動を発想することも必要です。

言語活動を行うのは，生徒の言語に関する能力を育成するためですが，各教科・科目の立場から言えば各教科・科目の目標を達成するのに有効な手段でもあるからです。国語科や外国語科にとっては，言語活動は教科の目標と重なる部分もありますが，それ以外の教科にとっては，言語活動は教科や科目の目標達成のための手段とも言えます。

今回の改訂においては，各教科の解説の中で，「総則に関する事項 言語活動の充実」という項目を設けこのことについて詳述しています。詳細については各教科の解説を参照してください。その一端は以下のとおりです。

言語に関する能力を育成する中核的な教科である国語科においては，小学校教育及び中学校教育を通じて，話すこと・聞くこと，書くこと，読むことのそれぞれに記録，要約，説明，論述といった言語活動を例示しており，高等学校教育では，討論，解説，創作，批評，編集などの言語活動を例示しています。また，外国語科では，生徒が実際に外国語を使用し，言語活動を行う機会を充実させることが必要であるとしています。

国語科や外国語科以外では，例えば，「現代世界の特質や課題に関する適切な主題を設定させ，歴史的観点から資料を活用して探究し，その成果を論述したり討論したりするなどの活動を通して，世界の人々が協調し共存できる持続可能な社会の実現について展望させる」指導事項の新設（地理歴史「世界史A」），「論述したり，討論したりするなどの活動」の重視（公民「倫理」），「自らの考えを数学的に表現し根拠を明らかにして説明したり，議論したりする」といった数学的活動の充実（数学），「観察，実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し，それらを表現するなどの学習活動を充実すること」（理科），「筋道を立てて練習や作戦について話し合う活動などを通して，コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し，主体的な学習を充実」すること（保健体育「体育」），「楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動」の重視（芸術「音楽」），「作品について互いに批評し合う活動」の重視（芸術「美術」「工芸」「書道」），「子どもや高齢者など様々な人々と触れ合い，他者とかかわる力を高める活動，衣食住などの生活における様々な事象を言葉や概念などを用いて考察する活動，判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり適切な解決方法を探究したりする活動などを充実すること」（家庭），「望ましい情報社会の在り方と情報技術の適切な活用」や「情報技術の進展と情報モラル」について「生徒が主体的に考え，討議し，発表し合うなどの活動」の重視（情報）など，それぞれの教科の特質に応じた言語活動が例示されています。



## 総則第1款の2 道徳教育

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

### Q8 高校における道徳教育の目標はどのようなことを目指しているのですか。

A8 学校における道徳教育においては、豊かな心を持ち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、特に道徳性を構成する諸様相である「道徳的心情」、「道徳的判断力」、「道徳的実践意欲と態度」などを養うことが求められます。今回の改訂においては、教育基本法の改正をうけて次の内容が示されています。

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う。

豊かな心をはぐくむ。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る人間を育成する。

公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間を育成する。

他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する人間を育成する。

未来を拓く主体性のある日本人を育成する。

道徳性を養う。

### Q9 道徳教育に関しては「各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない」とありますが、すべての教科・科目等で取り組む必要がありますか。

A9 すべての教科指導が、道徳教育へつながっていくと考えることができます。学校の教育目標の具現化に向け各教科・科目等の特質に応じた役割を明確にした計画を立てる必要があります。例えば数学においては、数学的に考察し筋道を立てて考え、表現する能力を高めることは、道徳的判断力の育成につながるものと考えられます。道徳的実践力(内面的資質)を養う上で、それぞれの教科がその一端を担っているという立場に立って、生徒に向かうことは大切なことです。

また、教科指導を通して先生方一人一人が人生観などを生徒に伝えていくことも、在り方生き方や今後の進路等について自覚を促し、道徳性を育てていくことができると考えます。

### Q10 道徳性を養うとはどのようなことですか。また道徳的実践力とは何を意味しますか。

A10 道徳性とは、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道徳的行為を

可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものです。学校における道德教育においては、各教育活動の特質に応じて、特に道德性を構成する諸様相である道德的心情、道德的判断力、道德的実践意欲と態度などを養うこととなります。

道德的実践力とは、人間としてよりよく生きていく力であり、一人一人の生徒が道德的価値を自分の内面から自覚し、将来出会うであろう様々な場面、状況においても、道德的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味しています。大切な点は、道德的行為を自発的・自律的に実践しようとする意欲や態度の育成です。

### 総則第1款の3 体育・健康に関する指導

3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

#### Q11 「食育の推進」で考えられる具体的活動は教科ではどのようなものがありますか。また教科以外ではどのようなものがありますか。

A11 高等学校では、「保健体育科」や「家庭科」等の教科において、肥満や過食症・拒食症といった食に起因する健康課題や、食品の安全性や朝食の重要性など食に関する正しい知識と望ましい食習慣を取り上げる指導が考えられます。

また総合的な学習の時間や特別活動等を利用して、地域や学校の状況に応じ、地域の生産者・流通事業者など学校の内外部の食に関する専門性の高い人材を授業に招聘したり、食の安全の基礎知識に関する出前講座・親子活動や郷土料理・行事食などの調理に取り組んだりすることもできるでしょう。

こうした取組を通して、生涯にわたって健やかな心身をはぐくんでいく基礎を培い、さらに国や地域の食文化への理解を深め、自然の恩恵や生産者への感謝といった気持ちを育てる指導が大切です。

### 総則第1款の4 就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導

4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

#### Q12 体験的な学習の指導は、どのように進めていくことが望ましいですか。

A12 就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導については、社会の構成員としての自覚を深め、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、学校教育を地域社会に開かれたものにし、地域との連携を深めることを趣旨として示されてきたものです。今回の改訂においても、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行い、それらを通じて勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、望ましい勤労観・職業観を育成し、社会奉仕の精神の涵養を図ることが望

まれています。

そのため高等学校では、こうした体験的な学習の意義を踏まえ、地域や学校の実態に応じて入学年次から卒業年次までを見通した指導計画の作成に創意工夫を加える必要があります。

また、高等学校においてこのような体験的な学習を効果的に進めていくためには、まず校内の組織体制を整備し、ホームルーム担任の教師をはじめ、学校全体の教師が相互に密接な連絡をとり、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たる必要があります。

さらに、企業、関係団体、ハローワークなどの関係機関など、地域社会の理解・協力も不可欠となります。そのため、校内において、活動全体の調整や校外の関係者との窓口となるような教員やその他の人材を配置することも必要になります。

## 総則第 2 款 各教科・科目及び単位数等 Q & A

### 総則第 2 款の 1 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させる下記 2 から 5 までに示す各教科に属する科目及びその単位数、総合的な学習の時間の単位数並びに特別活動及びその授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）及び総合的な学習の時間の単位数の計は、第 3 款の 1、2 及び 3 の(1)に掲げる各教科・科目の単位数並びに総合的な学習の時間の単位数を含めて 74 単位以上とする。

単位については、1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間の授業を 1 単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程においては、第 7 款の定めるところによるものとする。

### Q13 学校で教育課程を編成するに当たって、留意すべきことはどんなことですか。

A13 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の合計の中には必ず次の単位数を含めなければなりません。第一に、すべての生徒に履修させる各教科・科目（必履修教科・科目）及び総合的な学習の時間の単位数（総則第 3 款の 1）、第二に、専門学科において、すべての生徒に履修させる専門教科・科目の単位数（総則第 3 款の 2）、第三に、総合学科において、すべての生徒に履修させる「産業社会と人間」の単位数（総則第 3 款の 3 の(1)）です。

各教科・科目は、学校教育法施行規則別表第 3 及び学習指導要領に示す各教科について、従前は、普通教育に関する教科と専門教育に関する教科とに分けていましたが、今回の改訂では、それぞれを各学科に共通する教科（共通教科）と主として専門学科において開設される教科（専門教科）に分けています。教科は、それぞれいくつかの科目に分かれます。教科には、その教科としての目標が定められていますが、内容は、その教科に属する科目において具体的に示されています。各科目は、教科のもつ一般的な目標及び内容のうち、ある特定の分野・領域等に重点を置いてこれを組織的に学習することができるようにしたものです。一つの教科に属する各科目は、単にその教科を分割した一部分ではなく、目標において共通点をもつと同時に内容の組織と範囲においても、相互に深い関連をもつものです。この各教科・科目は、必履修教科・科目として学習指導要領に基づきすべての生徒に共通に履修させるもの及びそれ以外のいわゆる選択科目に分けることができ、さらに後者は、学校で選択配列して当該学校として学科や類型の別などに応じそれぞれに属するすべての生徒に履修させるもの及び生徒が選択履修することができるものに分けることができます。

総合的な学習の時間は、すべての学校で教育課程上必置とされるものであり、その単位数については 3～6 単位が標準とされています。

特別活動についても学校において卒業までに履修させるべき授業時数を定めることになっていますが、そのうち学習指導要領において具体的に授業時数の規定があるのは、ホームルーム活動です。ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間 35 単位時間以上とするものとしています（総則第 4 款の 4）。

### Q14 卒業までに履修させる教科・科目の単位数はどのようになっていますか。また、週 30 単位時間を超える設定をする場合はどのようにすればよいですか。

A14 生徒が履修すべきものとして定める各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の合計は 74 単位以上でなければなりません（総則第 2 款の 1）が、これは高等学校在学中に履修させる単位数の下限を定めたものであり、生徒の実態に応じ、各学校が、生徒により多くの単位数を履修させることを妨げるものではありません。

なお、卒業までに修得させる単位数については、総則第 6 款の 2 を参照してください。

全日制の課程における週当たりの授業時数については、従前と同様、30 単位時間を標準とすることとしています（総則第 4 款の 2）。「標準」ということは、各学校においてそれを踏まえつつ、教育的な配慮に基づき、学校や生徒の実態等に応じた授業時数を定めることができるよう弾力的な定め方をしているものです。

さらに、今回の改訂では、各学校や生徒の実態等に応じて、各教科・科目において基礎的・基本的な知識・技能の定着や知識・技能を活用する学習活動を行う上で必要な授業時数を確保する必要がある場合などは、30 単位時間を超えて授業を行うことが可能であることを明確にしています。

なお、学年による教育課程の区分を設けない単位制による課程について 30 単位時間を超えることができることは、従前と同様です。単位制による課程においては、授業の実施形態や履修形態が多様であり、生徒が多様な科目のうちから選択履修することを旨とする特質に応じ、例えば、1 日 6 単位時間を上回って多くの科目を開設し、生徒の自由な選択を可能とすることなどが考えられるためです。

週当たりの授業時数について、標準と異なる単位時間を設定する場合は、必要性等を慎重に検討した上で、様式 4 により県教育委員会に事情を説明する必要があります。

#### **Q15 「単位」の定義は何ですか。**

A15 「単位」については、各教科・科目及び総合的な学習の時間に、その目標と内容に応じた学習時間量を単位数によって表しています。すなわち、単位は、各教科・科目等についての学習時間を測る尺度として用いられるもので、標準としては、1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間行われた授業を 1 単位と計算することとしています。1 単位時間については、各学校においてそれを踏まえつつ、教育的な配慮に基づき、学校や生徒の実態等に応じて弾力的に運用することができることを意味しています。このことについては、Q64～67 を参照してください。ただし、通信制についてはこの限りではありません（総則第 7 款の 1）。

また、例えば 4 単位と定められた科目の授業を受け（すなわち履修し）、その履修による学習の成果がその教科及び科目の目標からみて満足できると認められたときは、その科目について 4 単位を修得したと認定することになります（総則第 6 款の 1）。

各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得については、当該各教科・科目又は総合的な学習の時間の履修の成果が目標からみて満足できる程度以上に達した成績であれば、その定められた単位数によって認定されるのが原則であり、それより多く認定されたり、少なく認定されたりするものではありません。ただし、あらかじめ計画して、各教科・科目又は総合的な学習の時間を学期の区分に応じて単位ごとに分割して履修したときは、それぞれの学期ごとに単位を認定することができます。この場合は、様式 2 により県教育委員会に届け出る必要があります。また、2 以上の年次にわたって履修したときは、年次ごとに単位を認定することが原則です（総則第 5 款の 2 の(3)及び第 6 款の 1 の(3)）。

**総則第2款の2 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数**

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

教科等	科目	標準単位数	教科等	科目	標準単位数
国語	国語総合	4	保健体育	体育	7～8
	国語表現	3		保健	2
	現代文A	2	芸術	音楽	2
	現代文B	4		音楽	2
	古典A	2		美術	2
地理歴史	古典B	4	美術	2	
	世界史A	2	美術	2	
	世界史B	4	工芸	2	
	日本史A	2	工芸	2	
	日本史B	4	工芸	2	
公民	地理	2	書道	2	
	地理	2	書道	2	
	地理	2	書道	2	
数学	現代社会	2	外国語	コミュニケーション英語基礎	2
	倫理	2		コミュニケーション英語	3
	政治・経済	2		コミュニケーション英語	4
	数学	3		コミュニケーション英語	4
	数学	4		英語表現	2
	数学A	5		英語表現	4
数学B	2	英語会話	2		
理科	数学活用	2	家庭	家庭基礎	2
	科学と人間生活	2		家庭総合	4
	物理基礎	2		生活デザイン	4
	化学基礎	2	情報	社会と情報	2
	化学	4		情報の科学	2
	生物基礎	2	総合的な学習の時間		3～6
	生物	4			
	地学基礎	2			
	地学	4			
	理科課題研究	1			

**Q16 各科目間の履修順序で気をつけることは何ですか。**

A16 次のことに留意する必要があります。

(1) ・ ・ ・ などが付された科目について

体育のスポーツ ～ を除き、原則として を付した科目はそれぞれ対応する を付した科目を履修した後に、また を付した科目はそれぞれ対応する を付した科目を履修した後に履修しなければいけません。

なお、 を付した科目と を付した科目は別の科目ですので、 の履修をもって の履修に換えることはできません。また、例えば芸術において、1年次に音楽 を履修し、美術 の履修がないまま2年次に美術 を履修するようなことは、科目が対応していませんので認められません。

(2) A・Bが付された科目について

国語、地理歴史におけるA・Bを付した科目は、それぞれ独立した科目ですので履修順序に配慮する必要はありません。ただし、数学に関しては、「数学A」は「数学」と並行してあるいは「数学」を履修した後に履修させ、「数学B」は「数学」を履修した後に履修させることが原則となっていますので、履修順序に配慮する必要があります。

- (3) ・ ・ ・ などが付された科目以外の科目について  
・ ・ ・ などが付された科目以外にも、学習指導要領第2章、第3章のそれぞれの教科の「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」に、下に示すような履修順序が示されている場合がありますので、注意してください。

国語……「『国語表現』、『現代文A』、『現代文B』、『古典A』及び『古典B』の各科目については、原則として、『国語総合』を履修した後に履修させるものとする。」

ここで「原則として」としているのは、例えば「国語総合」を2以上の連続する年次にわたって分割履修するような場合に、2年次においては、選択科目を同時に履修することができることを可能とすることを意味しています。

理科……「『物理』、『化学』、『生物』及び『地学』の各科目については、原則として、それぞれに対応する基礎を付した科目を履修した後に履修させること。」

「『理科課題研究』については、一つ以上の基礎を付した科目を履修した後に履修させること。」

外国語…「『コミュニケーション英語基礎』を履修させる場合、『コミュニケーション英語』は『コミュニケーション英語基礎』を履修した後に履修させることを原則とすること。」

(4) 「課題研究」について

専門教科の「課題研究」については、設定した課題を解決するための研究を通して、専門教科の各科目の内容に関連した専門的な知識や技能を活用させ、これらの深化、総合化を図ることが求められています。このような科目の目標を十分に達成するためには、当然ながら該当専門教科内の他の科目の履修が前提としてあり、特に規定がないとはいえ、内容を十分に精査して何学年での履修が適当かを判断することが必要となります。

**Q17 ・ を付した科目のような順序性のある科目を、同一学年で開講することは可能ですか。**

A17 可能です。ただし、順序性が保たれるようにしなければいけませんので、並行した履修などは認められません。また、別科目として順序性と単位数に応じた授業時数や評価などに十分に配慮するとともに、単位の認定時期などと併せ、生徒及び保護者への説明が十分になされる必要があります。

**Q18 「単位数について適切に定めるものとする。」については、必修科目及びそれ以外の科目について、何か規制を設けてあるのでしょうか。**

A18 Q21, Q30, Q82 を参照してください。

**Q19 「特に必要がある場合には、標準単位数の限度を超えて単位数を増加して配当できます。」とありますが、最大どれくらいまで増加できるのでしょうか。**

A19 標準単位数の標準の幅については特に定めはありませんが、一定の限度があります。標準単位数を大幅に超えるときには、県教育委員会と事前に相談してください。また、Q82 を参照してください。

**総則第2款の3 主として専門学科において開設される各教科・科目**

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

**Q20 設置者の定める標準単位数は一覧表で示されますか。**

A20 主として専門学科において開設される各教科・科目について設置者が定める標準単位数はP3～P5の表に示すとおりです。

**Q21 学校において、P3～P5の表に示された標準単位数を超えたり、減じたりして科目を配置することは可能ですか。また、その手続きはどのようにするのですか。**

A21 一定の限度内であれば可能です。原則履修の科目も含め、専門科目を増加又は減じて実施する場合は、次の～の要件と照らし合わせ、県教育委員会の指導を得ながら、教育課程全体を通して適切な配置を行う必要があります。

学科・系列の特色をふまえ、単位を増加又は減ずる必要がある場合  
教育課程編成において、当該科目の単位を増加又は減ずる必要がある場合  
その他明白な理由で、単位を増加又は減ずる必要がある場合

**総則第2款の4 学校設定科目**

学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとする。

**Q22 学校設定科目は合計何単位まで設置することが可能ですか。**

A22 設置については特に制限はありません。

卒業までに修得させる単位数に含めることができるのは、普通科においては合計20単位までですが、専門学科及び総合学科についてはそうした制限はありません。

**Q23 高校の教科内で、義務教育段階の復習を行うような科目を開設することは可能ですか。**

A23 義務教育段階の復習を主たる目的とする科目を、学校設定科目とすることは可能です。外国語についてはQ81を参照してください。

**Q24 旧課程では、数学や公民などの教科に属する学校設定科目として情報に関する科目を設けた場合、情報の代替が1単位分可能でした。新学習指導要領においては、どのような扱いになりますか。**

A24 新学習指導要領においては、そのような代替措置はありません。ただし、数学科や公民科との関係を図ることは推奨されており、その点については留意する必要があります。

**Q25 学校設定教科・科目を開設するにはどのような手続が必要ですか。**

A25 学校設定教科・科目の開設については、様式2で届け出てください。

**Q26 理数の各科目には、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書がありませんが、この場合教科用図書を使用しなくてもよいですか。**

A26 学校教育法第34条第1項(第62条,第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む)



により教科用図書の使用が義務づけられています。このような教科書の発行されていない教科・科目では、同法の附則第9条に「第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。」と規定されていますので、いわゆる準教科書を使用することになります。

**Q27 準教科書を使用する場合には、どのような手続きが必要ですか。**

A27 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項により、使用する準教科書については県教育委員会の承認を得ることが必要です。具体的には、使用開始期日30日前までに、使用する準教科書を添えて、様式5によって県教育委員会に申請し、承認を受けなければなりません（山梨県立学校管理規則第10条）。ただし、理数の各科目については、例えば「理数物理」は、理科の「物理基礎」及び「物理」と密接に関係していますので、これらの教科用図書を併せて準教科書として使用することも考えられます。この場合には、準教科書の届出の際に実物を添付する必要はありません。

**総則第2款の5 学校設定教科**

- (1) 学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科以外の教科（以下「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。
- (2) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。
- ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
  - イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
  - ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

**Q28 学校設定教科や学校設定科目の開設例を示してください。**

A28 学校設定科目には大きく分けて次の3つの場合があります。

既存の教科の中に学校設定科目を付加する場合（総則第2款の4）

例：教科「国語」 科目「郷土文化」

学校設定教科を開設し、その中に学校設定科目を設置する場合（総則第2款の5の(1)）

例：教科「日本文化」 科目「茶道」、「華道」、「武道」（1教科内1科目も可）

学校設定教科に関する科目として開設する場合（総則第2款の5の(2)）

例：教科「産業社会」 科目「産業社会と人間」

**Q29 職業やボランティアにかかわる体験的な学習は、学校設定教科・科目とすることができますか。また、その際留意することはありますか。**

A29 学校外におけるボランティア活動、就業体験などを科目の履修とみなし、当該科目の単位として認定することができます。教育課程上での位置付けは次の4通りが考えられます。

各教科・科目として実施する場合

各科目の目標に照らして、すべてが体験的な学習でよいものと、それ以外の要素を入れ

なければならぬものがあります。また、学校設定教科・科目として実施する場合は、県教育委員会への届出が必要です。

例：教科「体験活動」 科目「ボランティア活動」，「就業体験」

特別活動として実施する場合

就業体験を学校行事に取り入れたり，ボランティア活動をホームルーム活動・学級活動・学校行事に取り入れたりすることは今回の改訂においても推奨されています。

総合的な学習の時間における学習活動として実施する場合

学校外の学修として単位認定する場合

関連する既存の科目の増加単位として修得を認定する場合や，単位を認定するための独自の学校設定教科・科目を設ける場合が考えられます。

例：教科「学校外学修」 科目「ボランティア活動」，「就業体験」

この中で ～ は，学校の管理下で行われなければなりません。したがって，巡回指導などを実施したり受入先と緊密に連携したりして，体験学習の状況を把握するとともに異状が生じた場合には早急に対応できる安全管理体制のもとで実施しなければなりません。

なお，県教育委員会では，高校生インターンシップ推進連絡協議会と共同で「高校生インターンシップの手引」（学校編，生徒編，企業編）を作成していますので，これも参照してください。

## 総則第3款 各教科・科目の履修等 Q & A

### 総則第3款の1 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間

- (1) すべての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という。）は次のとおりとし、その単位数は、第2款の2に標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学」及び「コミュニケーション英語」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる。
- ア 国語のうち「国語総合」
  - イ 地理歴史のうち「世界史A」及び「世界史B」のうちから1科目並びに「日本史A」, 「日本史B」, 「地理A」及び「地理B」のうちから1科目
  - ウ 公民のうち「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
  - エ 数学のうち「数学」
  - オ 理科のうち「科学と人間生活」, 「物理基礎」, 「化学基礎」, 「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」, 「化学基礎」, 「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目
  - カ 保健体育のうち「体育」及び「保健」
  - キ 芸術のうち「音楽」, 「美術」, 「工芸」及び「書道」のうちから1科目
  - ク 外国語のうち「コミュニケーション英語」（英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする。）
  - ケ 家庭のうち「家庭基礎」, 「家庭総合」及び「生活デザイン」のうちから1科目
  - コ 情報のうち「社会と情報」及び「情報の科学」のうちから1科目
- (2) 総合的な学習の時間については、すべての生徒に履修させるものとし、その単位数は、第2款の2に標準単位数として示された単位数の下限を下らないものとする。ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。

**Q30 (1)で「ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、……その単位数の一部を減じることができる。」とありますが、単位数を減じるために必要な要件はどのようなものになりますか。**

A30 「国語総合」, 「数学」, 「コミュニケーション英語」については、次の2つの要件をともに満たすことが必要となります。

生徒の実態にかんがみ、教育課程編成上、その単位数を減じないと専門学科の特色を出すのに不都合であること。

単位数を減じても、その科目の目標が確実に実現できること。この場合であっても、内容のすべてを履修すること。

（単位数を減じるには、上記2つの要件を満たすことを示した上で、県教育委員会と協議する必要があります。）

その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）については、次の2つの要件をともに満たすことが必要となります。

教育課程編成上、その単位数を減じないと不都合であること。

単位数を減じても、その科目の目標が確実に実現できること。

（単位数を減じるには、上記2つの要件を満たすことを示した上で様式1により県教育委

員会と協議する必要があります。)  
必履修科目以外の科目の単位数については、Q82を参照してください。

**Q31 保健体育の「体育」には標準単位数に幅がありますが、どのような意味がありますか。**

A31 「体育」の標準単位数を引き続き7～8単位と幅をもって示しているのは、各学校でそれぞれ適切な教育課程を編成することができるように配慮しているからであり、標準単位数を下回ることにはできません。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができます。

**Q32 家庭の3科目はすべて必履修科目になり得るのですが、1科目を履修した後、選択科目としてまた必履修科目から選んでもよいのですか。**

A32 家庭には、共通科目が3科目しかなく、それらがすべて必履修科目なので、例えば「家庭基礎」を履修後、「家庭総合」を履修するという形は可能ですが、この3科目は内容の重点の置き方は異なりますが、基本的に同じ趣旨で構成している科目ですので、あまり望ましくありません。この場合、専門科目を活用したり、学校設定科目を設けたりすることが考えられます。

**Q33 家庭の指導計画の作成に当たっての配慮事項として、「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活デザイン」の各科目に配当する総授業時数のうち、原則として10分の5以上を実験・実習に配当することとありますが、これはどういう意味でしょうか。**

A33 同様な配慮事項が、専門教科の農業、工業、水産、家庭、看護、情報、福祉にも示されています。これは、教育課程に設定されるその教科の科目の総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当するべきことを意味しています。

**Q34 情報の各科目については、それぞれの教科の「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」に「原則として、同一年次で履修させること」とありますが、分割で履修させることはできないのでしょうか。**

A34 「同一年次で履修」することが原則です。ただし、学年をまたいだ他の教科・科目との連携によって効果的な指導が考えられる場合は、その指導計画を県教育委員会と協議の上、分割履修が認められることがあります。

**Q35 情報の各科目を3年次に履修させることはできますか。**

A35 学習指導要領上は可能ですが、この教科の趣旨から考えて、できるだけ1、2年次で履修させることが望ましいありかたです。

**Q36 情報の各科目「社会と情報」、「情報の科学」は、どちらかひとつを必履修科目として履修させることになっていますが、学校が実施科目を決めてもよいのですか。**

A36 本来は2科目を開設し、その2科目から生徒に選択させることが望ましいとされています。しかしながら、2科目の開設が難しい場合には、実施科目及びその選択の方法を、各校の実態を考慮し検討した上で、各校で決定してください。

**Q37 総合的な学習の時間で、今回の改訂で履修と単位数について改められたところはどのようなところですか。**

A37 105～210単位時間という授業時数の設定から標準単位数3～6単位の履修に変わりました。こ

れまでは授業時数で示していたので「学習活動を行う」という表現でしたが、今回、各教科・科目と同様に単位数で示すこととしたので「履修」を使います。また、履修した単位を修得したことを認定する必要があるため、指導の成果をあげ、その認定を確実に行うことが求められます。

**Q38 (2)の総合的な学習の時間で「ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。」とありますが、「特に必要がある場合」とはどのような場合のことをいいますか。また、どのような手続が必要ですか。**

A38 「特に必要がある場合」とは、3単位履修が困難であることと2単位でも目標の実現が十分可能であることの2つの要件をとともに満たしている場合をいいます。判断基準は、この2つの要件を満たしているかどうかです。

2単位とする理由について明示した指導計画を作成し、県教育委員会と協議してください。

**Q39 Q38の答え(A38)において、「2単位でも目標の実現が十分可能であること」とは、どのような場合が考えられますか。**

A39 探究的な活動を含む科目を履修しており、総合的な学習の時間の趣旨に合うと考えることができる場合が考えられます。具体的には、「理科課題研究」、理数科の「課題研究」及び普通科で実施した場合の「産業社会と人間」などの科目が考えられます。

例えば、「理科課題研究」や理数科の「課題研究」は探究的な活動を含んでいるので、各学校でそれらを履修することで、総合的な学習の時間を2単位としても目標が十分達成できると考えられます。さらに、教育課程編成上、総合的な学習の時間を3単位履修させることが困難である場合に、総合的な学習の時間を2単位とすることが可能といえます。

標準単位を減じて2単位とする理由について、各教科・科目の指導計画において探究的な学習などを明示するとともに、総合的な学習の時間の全体計画においても具体的に示さなければなりません。2単位とすることができるのは限定的であり、安易に減ずることはできません。

**Q40 総合的な学習の時間の解説に示された「横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合」とは、どの科目のどの部分で可能なのですか。**

A40 「理科課題研究」や専門教科理数の「課題研究」では、探究的な学習を行うことが可能です。また、普通科において学校設定教科・科目「産業社会と人間」を実施する場合も該当すると考えられます。

「理科課題研究」と理数科の「課題研究」の指導内容は、課題を設定して研究を行い、研究報告書を作成させ、研究発表を行わせることで、科学的に探究する能力と態度を育てることなどがねらいとなっています。つまり、これらの科目そのものが探究的な活動といえます。

「産業社会と人間」は、第2款の5の(2)に「産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して」と示されており、総合的な学習の時間の目標と共通する面を有しています。

## 総則第3款の2 専門学科における各教科・科目の履修

### 総則第3款の2の(1) 専門教科・科目の最低必履修単位数

(1) 専門学科においては、専門教科・科目（第2款の3の表に掲げる各教科・科目、同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、商業に関する学科においては、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができること。また、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。

**Q41 専門学科ですべての生徒に履修させる専門教科・科目について、25単位を下回ることはできませんか。また、専門教科・科目25単位の中に、その他の科目を5単位まで含めることができることに、何か基準はありますか。**

A41 25単位を下回ることはできません。

専門教科・科目以外の科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置については、従前と同様、専門教科・科目の履修単位を確保する観点から、商業に関する学科については、外国語に属する科目について5単位を限度に認めています。また、商業以外の専門学科については、各学科の特色に従い、多様な職業教育の要求に応えるために、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合5単位を限度に認めることにしています。この基準の要点を示すと次のようになります。専門教育学科の目標を達成するために、専門教科・科目の履修と同様の目標の実現が十分に可能であり十分な効果が見込めること、その他の科目を含めないと教育課程編成上の困難があること、特に必要があると認められる場合などが考えられます。

また、このような場合においては、県教育委員会との協議が必要です。

### 総則第3款の2の(2) 専門教科・科目による必履修科目の代替

(2) 専門教科・科目の履修によって、上記1の必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。

**Q42 理数専門教科・科目を普通科で履修させることは可能ですか。**

A42 必履修教科・科目を履修することが前提となっていれば、理数専門教科・科目の履修は可能です。ただし、あくまでも普通科ですので、専門科目の履修が極端に多くなることは適当ではありません。なお、理数の各科目は数学・理科の各科目と密接に関連していて類似性が高いので、十分にその必要性を検討してください。

**Q43 専門教科・科目の履修によって必履修教科・科目の履修の代替とする場合、基準となる考え方はありますか。**

A43 この措置は、各教科・科目間の指導内容の重複を避け教育内容の精選を図り、弾力的な教育課程の編成を可能にするものです。したがって、相互の目標・内容・内容の取扱い、代替の範囲などについて十分な検討を行い、この調整が適切に行われるならば、可能です。様式2によって県教育委員会への届出が必要になります。

なお、次の点に留意する必要があります。

専門学科の各教科・科目は各学科に共通する各教科・科目の内容を深めたものです。また、職業に関する各教科・科目については、今回の改訂において、中央教育審議会の答申も踏まえ、将来のスペシャリストの育成、地域産業を担う人材の育成、人間性豊かな職業人の育成という三つの観点に基づいて、社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観、技術の進展や環境、エネルギーへの配慮、食の安全、情報モラル・セキュリティ管理の重要性等、各種産業で求められる知識と技術、資質を身に付けさせる観点から、科目の構成や内容の改善を図っています。

このように専門的な科目と各学科に共通する各教科・科目とはその性格に違いがありますので、この点に十分に配慮してください。

**Q44 専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる具体的な例としてはどのようなものが考えられますか。**

A44 各専門学科の情報に関する科目と「社会と情報」又は「情報の科学」、工業に関する学科の「デザイン技術」と「工芸」、工業数理基礎と「数学」、家庭に関する学科の「公衆衛生」と「保健」、看護に関する学科の「基礎看護」や「人体と看護」等と「保健」等の科目が考えられます。

**Q45 専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる場合について、「解説」に載っている例以外にどのようなものがありますか。**

A45 この措置は、各教科・科目間の指導内容の重複を避け教育内容の精選を図り、弾力的な教育課程の編成を可能にするものです。したがって、解説に例示される教科・科目以外であっても、相互の目標・内容・内容の取扱い、代替の範囲などについて十分な検討を行い、この調整が適切に行われるならば可能です。なお、この場合県教育委員会へ様式2によって届け出る必要があります。

**総則第3款の2の(3) 職業学科における総合的な学習の時間の特例**

(3) 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な学習の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」（以下この項において「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

**Q46 職業教育を主とする専門学科における「課題研究等」の履修を、総合的な学習の時間の履修に代替できる条件は何ですか。また、相互の代替が可能となるのはどのような場合ですか。**

A46 代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、その場合「課題研究等」を履修した成果が、総合的な学習の時間の目標からみても満足できる成果を期待できることが条件となります。

例えば「課題研究等」の内容を「調査、研究、実験」や「作品製作」とした場合には、それが生徒の進路希望や興味・関心等に基づいたものであるか、「産業現場等における実習」とした場合には、生徒自身が自己の適性を発見し、将来の職業の選択に役立てられるものであるか、「職業資格の取得」とした場合には、それが生徒の将来の進路を踏まえたものであるか、などがポイントとなります。

いずれの内容においても、生徒同士が協同的に学習を行ったり、地域や産業界で活躍する人材と

の交流を行ったりして、様々なものの考え方や生き方に触れ、それを踏まえてよりよく問題を解決する資質や能力を身に付け、自己の在り方生き方について考えられることが成果として期待されます。

一方、総合的な学習の時間によって「課題研究等」の科目の履修に替えた場合は、「課題研究等」の科目の履修そのものは行っていないことから、この場合の総合的な学習の時間の単位数を専門学科における専門教科・科目の必履修単位数に含めることはできません。

**Q47 総合学科では、「産業社会と人間」「課題研究等」の履修によって、総合的な学習の時間の履修に代替できますか。**

A47 代替はできません。ただし、総合的な学習の時間の単位数を減じる場合は、Q38のとおり2つの要件による判断基準に従うこととします。

また、総合学科における「課題研究等」の履修は、これまでと同様、総合的な学習の時間の代替とすることはできません。

**総則第3款の3 総合学科における各教科・科目の履修等**

**総則第3款の3の(1) 「産業社会と人間」の取扱い**

(1) 総合学科においては、第2款の5の(2)に掲げる「産業社会と人間」をすべての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は2～4単位とすること。

**Q48 総合学科においては「産業社会と人間」をすべての生徒に原則として履修させることになっています。原則ということは、必履修科目ではないという理解でよいでしょうか。**

A48 必履修科目と同様にとらえてください。

「産業社会と人間」は、平成5年の総合学科の創設に伴い、原則履修科目とされた科目です。総合学科は、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科であり、その教育課程における各教科・科目は、高等学校の必履修科目、学科の原則履修科目、総合選択科目、自由選択科目により構成し、原則履修科目として「産業社会と人間」、情報に関する基礎的科目及び「課題研究」の3科目とすることが、平成5年3月に初等中等教育局長名の通知で示されています。

自己の在り方生き方や進路について考察するとともにそれらを通して自らの進路等に応じて適切な各教科・科目を選択する能力を育成する学習は、高等学校において、どの学科でも重要な意義を有することから、平成11年の改訂において、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができることを明示したものです。

今回の改訂においても、従前の考え方に変更はなく、学校設定教科に関する科目として設けることができることを特に示し、その指導内容、指導方法についての配慮事項を併せて規定しています。

したがって、今回の改訂においても、「産業社会と人間」をすべての生徒に履修させる必履修科目と同様のものと考えています。

**Q49 「産業社会と人間」は原則として入学年次に履修させることとしています。2年次以降に履修させることは可能ですか。**

A49 可能ですが、「産業社会と人間」がその後の各科目の学習の基礎になっていることから入学年次に履修させることを原則としています。

「産業社会と人間」を履修させるに当たっては、産業社会における自己の生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う観点に留意する必要があります。また、生徒が自己の進路に応じて主体的に各教科・科目の選択ができるように、就業



体験や見学等の体験的な学習，調査・研究や発表・討論などの生徒の主体的な活動を重視した学習方法を積極的に取り入れ，特に次のような事項を指導するよう配慮することが求められています。

社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観，職業観の育成

我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察

自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

この「産業社会と人間」の指導事項については，平成5年2月の高等学校教育の改革の推進に関する会議の第四次報告において，職業と生活，我が国の産業と社会の変化及び進路と自己実現の3項目で構成し，指導することが提言されています。

このように，「産業社会と人間」の目標・内容・内容の取扱いなどが，その後の各科目の基礎になっていることなどを総合的に勘案すると入学年次に履修させることが望ましいのです。

ただし，2年次以降に履修させる場合は，「産業社会と人間」を入学年次に履修させるのと同様に十分な効果をあげられること，さらに「産業社会と人間」を入学年次に履修させると教育課程編成上の困難があることなどについて説明が必要になります。県教育委員会との協議が必要です。

**Q50 「産業社会と人間」の標準単位数は2～4単位としています。複数年次にわたる分割履修は可能ですか。**

A50 可能ですが，この科目の目標や内容などが，その後の各科目の基礎になっていることを総合的に勘案すると入学年次に一括履修させることが望ましい履修のあり方です。

ただし，複数年次にわたる分割履修を行う場合は「産業社会と人間」を入学年次に一括履修させた場合と同様の効果が見込めること，さらに複数年次に分割して履修させないと教育課程編成上の困難があることなどについて説明が必要になります。県教育委員会との協議が必要です。

## 総則第4款 各教科・科目，総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

### Q & A

#### 総則第4款の1 全日制の課程における年間授業週数

- 1 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は，年間35週行うことを標準とし，必要がある場合には，各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

#### Q51 「必要がある場合」とはどのような場合ですか。また，授業を特定の期間に行う場合には，どのような点に注意したらよいでしょうか。

A51 基本的には，各教科・科目の特質に応じ，特定の学期又は特定の期間に集中して行った方が，各教科・科目の目標を達成するのに効果的な場合を「必要がある場合」と考えます。

具体的な例としては，実習科目や社会人を非常勤講師として招いて実施する授業などの場合や，2学期制をとっている学校においては，2単位の科目を週4単位時間の授業を行うことにより前期で終え，後期には別の2単位の科目を開設するというような場合が考えられます。このような場合には，様式2によって県教育委員会に届け出ることによって単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができますので，それを併用することもできます。

また，今回の改訂では，「特定の期間」として夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合も含まれることが明確に示されていますので，各学校が創意工夫を活かした指導計画や時間割を編成することができるよう，授業時数の運用等について一層の弾力化を図ることができるようになりました。ただし，安易に長期休業日を授業日とすることのないようにする必要があります。

なお，授業を特定の期間に行う場合には，事前に授業日として設定しておく必要がありますので，県教育委員会へ教育課程表を提出する際に，その旨明記しておいてください。綿密な指導計画や安全面への十分な配慮が求められるとともに，生徒や保護者に対する説明を十分に行い理解を得る必要もあります。

#### Q52 「休業日の期間に授業が実施できる」ことになっていますが，土曜日等の週休日に実施することは可能ですか。

A52 可能です。ただし，講師の都合，運営上土曜日等の方が効果的な場合などに限られます。年間継続して実施するようなことはできません。

#### Q53 長期休業等に授業を実施する場合，その単位数は教育課程表に記載する必要はありますか。

A53 あります。記載方法については，別に県教育委員会から指示があります。

#### Q54 総合的な学習の時間を夏季，冬季，学年末等の休業日，又は土日に行うことは可能ですか。

A54 総合的な学習の時間の一部を行うことは可能です。今回の改訂で「特定の期間」には「夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む」との規定を追加し，各教科・科目の特質に応じ，特定の期間に集中して行った方が効果的な場合には，これらの期間に授業日を設定することも含まれることを明らかにしています。なお，総合的な学習の時間の授業時数の配当については，年間35週行うことは標準とはされていないため，学校や生徒の実態に応じて，適切に配当することが求められますが，卒業までの各年次のすべてにおいて実施する方法のほか，特定の年

次において実施する方法も可能です。また、年間 35 週行う方法のほか、特定の学期又は期間に行う方法を組み合わせることも可能です。

ただし、単にレポートの提出や課題等として済ますなど、安易なものは認められません。指導計画があること、指導・管理がされていることが条件として考えられます。総合的な学習の時間の目標が達成でき、一連の学習活動に教師の指導が入ったものであることが必要です。

**Q55 「必要がある場合には、授業を特定の期間に行うことができる」とあり、例えば理科では「理科課題研究」については、授業を特定の期間に行うことができると具体的に示されていますが、専門教科の「課題研究」については特に触れていません。専門教科の「課題研究」についても「指導に効果的な場合には、授業を特定の期間に行うことができる」と考えていいのでしょうか。**

A55 「理科課題研究」は、従前の を付した科目で行っていた「課題研究」を独立させ、新科目として設置したものです。このことで、先端科学や学際的領域に関する研究を扱うことができるようになりました。この場合、大学や研究機関との連携・協力及び研究成果の発表等の活動が考えられますので、科目の目標を十分に達成するためには、長期休業中などを利用した授業も必要になることが想定されます。

専門教科の「課題研究」については、先端科学や学際的領域に関する研究を扱うこともあります。この場合、課題の内容等によっては、大学や研究機関、博物館、科学館などとの積極的な連携、協力を図るよう求められていますので、特に明記されずとも、長期休業中などを利用した授業も必要になることが考えられます。

**Q56 「特定の期間に」という記述がありますが、例えば、平常は週1単位で行い、残りの1単位は夏季休業中に集中授業で実施することは可能でしょうか。**

A56 可能です。農業などで、夏季休業中に収穫するような場合が考えられます。

### 総則第4款の3 定時制の課程における週当たり授業時数等

3 定時制の課程における授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるものとする。

**Q57 修業年限を3年とすることは可能ですか。**

A57 可能です。定時制においては基本的には修業年限は4年ですが、卒業要件（各教科・科目の必修科目等を履修し、74単位以上を修得）（総則第6款の2）を満たすことで3年で卒業できます。定通併修、高等学校卒業程度認定試験・技能審査等による単位認定、実務代替の利用により単位取得できます。

**Q58 1日当たりの授業時数を、季節ごとに変えることは可能ですか。**

A58 可能です。学校ごとに、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮することが必要です。例えば、冬季に生徒の通学の便や安全を考慮して授業数を減らし、夏季に増やすことなどが考えられます。

#### 総則第4款の4 ホームルーム活動の授業時数

4 ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。

**Q59 ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとするがありますが、1,750分実施すればよいと理解してよいですか。**

A59 ホームルーム活動の授業時数は、各教科・科目と同じようにこの授業時間割の中に配当し、すべての生徒に対し、各年次毎週履修させなければならないとされています。授業の1単位時間についても、各教科・科目と同様に弾力的な運用ができるとされていますが、年間の合計としては、1単位時間50分として35単位時間以上の時間を確保すべきであるとされています。したがって、単純計算では50分×35単位時間で1,750分となりますが、他の教科・科目と同じように授業時間の中に配当し、ホームルーム活動の重要性にかんがみうえて、それ以上の時間数を確保するようにしなければなりません。

なお、定時制の課程においては、生徒の勤務の実態、交通事情などの特別な事情がある場合には、「ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとする事ができる。」（総則第4款の6）としています。

また、通信制の課程の特別活動については、総則第7款の5に、「ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。」と示されています。

**Q60 ホームルーム活動の授業数ですが、「朝の会」や「帰りの会」あるいは「ショートホームルーム」も含めてもよいのでしょうか。**

A60 ホームルーム活動の授業時間に「朝の会」や「帰りの会」あるいは「ショートホームルーム」等を含めることはできません。毎日の授業の前後に「朝の会」や「帰りの会」あるいは「ショートホームルーム」等の名称をもって、ホームルームごとに時間が設定される場合が少なくなく、また、その教育的効果も高いと考えられますが、これらの時間における活動は、ホームルーム活動と密接な関連をもちながらも、ホームルーム活動そのもののねらいの達成を目指すものではないので、学習指導要領で定めるホームルーム活動の時間とは区別しなければならないとされています。

**Q61 学校行事の実施によってホームルーム活動の実施に替えることはできますか。またその逆はどうですか。**

A61 替えることはできません。

特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事で構成されています。特別活動の履修については、その性格上、各教科・科目の場合と異なり、単位による計算は行いません。しかし、特にホームルーム活動については、履修すべき単位時間数を定めています（総則第4款の4）。

ホームルーム活動は、ホームルームや学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であるとともに、高等学校における道徳教育のねらいである人間としての在り方生き方に関する教育において中核的な役割を果たすことから、その授業は、各教科・科目とは異なり、特定の学期又は期間に集中して行うことはできません（総則第4款の1）。学校においては、教育課程を編成する際、その全体計画を定めるとともに、学期、月間、週間などの計画を立て、毎週継続的に繰り返される各教科・科目については、いわゆる週間時間割として定め、生徒にも提示しています。ホームルーム活動の授業時数は、各教科・科目と同じようにこの授業時間割の中に配当し、すべての生徒に対し、各年次毎週履修させなければなりません。授業の1単位時間については、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、適切に定めることとしています（総則第4款の7）。したがって、毎回のホームルーム活動の授業の1単位時間についても各教科・科目と同様に弾力的に運用できることとしています。年間の合計としては、35単位時

間以上の授業時数を確保しなければなりません。

ただし、生徒会活動及び学校行事については、その性格上、学年当初から授業時数をあらかじめ定めておくことにはなじまない場合もあります。それゆえ、各学校においては、時期を考慮し、地域や学校の実態及び課程や学科の特色を生かした実施が望ましいと考えられます。このため、ホームルーム活動のように、一定の授業時数を示さず、学校の実態に即して、それぞれ適切な授業時数を充てるものとしています（総則第4款の5）。

#### **総則第4款の5 生徒会活動及び学校行事の授業時数**

5 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

#### **Q62 生徒会活動及び学校行事における「適切な授業時数」とは、具体的にはどういう意味ですか。**

A62 生徒会活動及び学校行事における適切な授業時数とは、学習指導要領に示された目標がそれぞれの活動や行事を通して実現できる程度の授業時数であり、学校としてこのことについて説明ができるようにしておく必要があります。また、時期を考慮し、地域や学校の実態及び課程や学科の特色を生かした実施が望ましいと考えられます。

その際、生徒会活動については、生徒の自主性、社会性の伸長に深く結びつく活動であり、教師の指導の下に、生徒の異年齢集団による自発的、自治的な活動を一層活発に行えるようにするため、ホームルーム活動との関連も図りつつ、活動に必要な場や機会を年間を通じて計画的に確保すること、また学校行事においては、学校や地域及び生徒の実態に応じて、種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、入学から卒業までを見通して、各行事の関連や統合を図るなど精選して実施することの2点に留意する必要があります。

#### **総則第4款の6 定時制の課程におけるホームルーム活動の授業時数の取扱いに関する特例**

6 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとする事ができる。

#### **Q63 「特別な事情」とはどのような事情ですか。**

A63 一般的に言えば、生徒の勤務の実態、交通事情などです。帰宅が著しく遅くなる、あるいは授業後に勤務しなければならない等就労形態に配慮することが必要です。この場合はホームルーム活動の授業時数の一部を減ずることが考えられます。ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとする事ができる場合は、活動の内容の一部を行わなくても活動の目標が十分に達成されるときが考えられます。いずれにしても、生徒の実情を踏まえて慎重に判断する必要があります。

#### **総則第4款の7 授業の1単位時間の運用**

7 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。

**Q64 年間の標準授業時数は1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することに変更はありませんか。**

A64 変更ありません。これまでと同様に、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準としています。ここでいう「各教科・科目等の授業時数を確保しつつ」とは、あくまでも1単位時間を50分とし、35単位時間(1,750分)の授業を1単位として計算した標準授業時数を確保するという意味です。

また、ホームルーム活動についても、同様です。Q58を参照してください。

**Q65 授業の1単位時間を50分と限定せず、弾力的に設定できますか。**

A65 できます。授業の1単位時間すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、学校の教育目標の実現、生徒の学習に対する集中力や持続力、指導内容のまとまり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度の時間が最も指導の効果をあげ得るかという観点から決定する必要があります。

「各教科・科目等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定める」こととしています。これは、科目の内容に応じて、例えば、実験・実習等を伴う授業を75分で行ったり、毎日継続して学習することが効果的な授業を30分で行ったりすることや、生徒の実態に応じて、例えば100分授業や25分授業といった時間割編成を可能としているものです。

**Q66 山梨県内では授業時間が学校によって様々に設定されています。その場合、1単位はどのように換算されていますか。**

A66 「1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算する」とあるので、1,750分(50分×35回)を1単位と考えます。したがって、次のように換算されています。

例：1,750÷45=38.8 だから、45分授業の場合...年39週で1単位

1,750÷55=31.8 だから、55分授業の場合...年32週で1単位

1,750÷65=26.9 だから、65分授業の場合...年27週で1単位

なお、授業の1単位時間については、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、適切に定めるものとしています。そこで、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とすることを計算の基礎とし、それを標準として計算された単位数に見合う学習時間量を確保することを前提として、実際の時間割編成に当たっては、授業の1単位時間を弾力的に運用できることとなります。

**Q67 1単位時間を標準の50分で行わない教育課程を編成する場合、県教育委員会に対する手続などはどうなっていますか。**

A67 特に決められた様式はありませんが、具体的な内容のわかる資料を提出してください。

**Q68 10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合について、留意すべきことは何ですか。**

A68 10分間程度の短い時間を単位として指導を行う際には、当該各教科・科目や学習活動の特質に照らしながら教育的な配慮に基づいた判断が必要です。このため、既に学習した内容の確実な定着を図るための繰り返し学習などであれば、10分間程度の時間における指導になじみうるものと考えられますが、それまでに生徒が学習したことのないような内容を10分間程度の短い時間に指導することは通常想定し難いと考えられます。

また、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や学習の成果の把握と活用等を責

任をもって行う必要があり、当該 10 分間程度の時間での学習の成果を活用するためには、ある程度まとまった時間において当該成果を踏まえた指導をすることが通常考えられます。したがって、生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど、指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となります。

例えば、10 分間程度の時間の活用を各教科・科目の授業時数の一部として設定し、その成果を活用する授業時間を確保したり、10 分間程度の時間を単位として義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る学習活動を行う場合、通常行われる授業との密接な連携を図ったりすることが考えられます。また、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る学習活動であっても、10 分間程度の時間の指導のみではその内容の定着が十分に図れない生徒がいる場合などには、ある程度まとまった授業時間においても指導し、当該教科の担当教員が補充的な指導を十分に行うといった工夫をすることも考えられます。

**Q69 10 分間程度の短い時間の指導は、当該教科の担当が立ち会わなければなりませんか。**

A69 必ずしもその必要はありません。10 分間程度の短い時間を単位として、計算や漢字、英単語等の反復学習、確認テスト等を行うときには、当該教科の担当以外のホームルーム担任の教師などが当該 10 分間程度の短い時間を単位とした学習に立ち会うことも考えられます。このような場合、当該教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、授業時数に算入できることを明確化したものであり、指導内容や成果の活用等については当該教科の担当が行いますが、指導監督においては教科担任以外の教師も行えます。

なお、この場合に免許外申請をする必要はありません。

**Q70 10 分間程度の短い時間の活用について、欠課の扱いはどのようにすればよいですか。**

A70 通常授業の 1 単位時間に換算し、各校の規程に応じて処理を行ってください。

**Q71 10 分間程度の短い時間とはどの程度ですか。**

A71 10 分間よりも短い時間も不可能ではありませんが、当該教科・科目の趣旨や特性を踏まえ、教科・科目の目標達成に役立つものでなければなりません。

**Q72 10 分間程度の短い時間を活用して特定の授業を行う場合には、単位はどうなりますか。**

A72 10 分間を活用する場合は、 $1,750 \div 10 = 175$  だから、10 分授業の場合...週 5 日 (10 分 × 5 日 = 50 分) 年 35 週 (50 分 × 35 週 = 1,750 分) で 1 単位分ととらえ、各教科・科目の授業時数に含むことができます。

**Q73 10 分間程度の短い時間を活用する場合、県教育委員会との協議は必要ですか。**

A73 必要です。次の要件のすべてを満たす場合、様式 1 又は様式 3 によって県教育委員会と協議することにより 10 分間程度の短い時間を授業時数として算入することができます。

教育課程の提出時に指導計画の立案ができていること。

指導計画に妥当性が認められること。

授業時数として算入する科目については、増加単位分として扱われていること。

( 本体の授業が別に用意されていること。 )

増加単位として扱う場合には、その単位数が次の単位数の中に含まれていないこと。

必修科目の場合には、標準単位数

必修科目以外の場合には、標準単位数の 1 / 2

**Q74 10 分間程度の短い時間の活用について，教育課程表にはどのように記載しますか。**

A74 教育課程表には，10 分間程度の短い時間の活用まで算入した単位数を記載してください。ただし，実施状況がわかる説明資料も県教育委員会に提出してください。

**総則第 4 款の 8 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替**

8 総合的な学習の時間における学習活動により，特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては，総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

**Q75 「同様の成果」の内容を具体的に示してください。**

A75 「同様の成果」とは，学校行事の目標である「望ましい人間関係を形成し，集団への所属感や連帯感を深め，公共の精神を養い，協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的，実践的な態度を育てる」ことなどを指します。

例えば，自然体験活動やボランティア活動は集団活動の形態をとる場合が多く，望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成が期待されます。特に自然体験活動では，「平素と異なる生活環境にあって，見聞を広め，自然や文化などに親しむとともに，集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができる」修学旅行などの旅行・集団宿泊の行事と，また就業体験活動やボランティア活動では，「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し，就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに，共に助け合って生きることの喜びを体得し，ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕の行事とにおいてそれぞれ同様の成果が期待できると考えられます。



## 総則第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項 Q & A

### 総則第5款の2 各教科・科目等の取扱い

#### 総則第5款の2の(1) 学習指導要領に示していない事項の指導に当たっての配慮事項

(1) 学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す教科、科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないようにするものとする。

**Q76 各学校が「第2章以下に示していない事項を加えて指導」した場合、その内容を評価の対象としてよいのでしょうか。**

A76 評価の対象にできます。

第5款の2の(1)は、各教科・科目及び特別活動の指導に当たっては、学校において必要であると認められる場合には、学習指導要領に示していない内容でも、これを加えて教育課程を編成、実施することができることを示したものです。学習指導要領に示しているすべての生徒に対して指導するものとする内容を確実に指導した上で、個に応じた指導をする観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能であるとするのは学習指導要領の基準性に基づくものですので、当然その内容を評価の対象とすることは可能です。

ただし、ここで言う内容はあくまでも、当該科目の本来あるべき内容を意味するものです。例えば数学の授業で、発展的な内容として数学の内容を取り入れても、数学の目標に照らして評価しなくてはなりません。

つまり、学習指導要領に示した各教科・科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱しないこと、学習指導要領に示している内容を生徒が理解するために関連のある事柄などについての指導を行うことが前提であって、全く関連のない事柄を脈絡なく教えることや、その内容を評価の対象とすることは認められません。

#### 総則第5款の2の(2) 各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序

(2) 第2章以下に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

**Q77 「内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない」とありますが、特に示す場合とはどこに示されていますか。**

A77 学習指導要領の各科目の内容の取扱いの欄に示されています。

#### 総則第5款の2の(3) 各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間の学習活動の学期ごとの分割指導についての配慮事項

(3) 学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。

**Q78 学期の区分に応じて単位を認定する場合、「あらかじめ計画」した内容は、県教育委員会に届け出る必要がありますか。**

A78 必要があります。

学期の区分に応じて単位を認定する場合には、県教育委員会に届け出る必要があります。様式2により提出してください。

### **総則第5款の3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項**

#### **総則第5款の3の(3) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫**

(3) 学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

**Q79 「義務教育段階での学習内容の確実な定着」が求められていますが、本来実施されるべき高等学校の教育内容が未消化になってしまうことにはなりませんか。**

A79 「義務教育段階での学習内容の確実な定着」が求められることで、本来の高等学校の教育内容が未消化になることはありません。むしろ高等学校の学習内容をしっかりと定着させるために必要な措置と考えてください。

高等学校の目的は、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施す」（学校教育法第50条）と定められています。

ただし、この措置は、学校や生徒の実態等に応じて必要がある場合に実施するもので、すべての生徒に対して必ず実施しなければならないものではありません。

「義務教育段階での学習内容の確実な定着」の目的は、あくまでも高等学校段階の学習に円滑に接続できるようにすることであり、本来実施されるべき高等学校の教育内容を十分に理解するために、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図れるようにする配慮を求めたものです。単に義務教育段階の学習内容を復習することを指しているものではありません。

**Q80 アで「義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設ける」とありますが、具体的にはどのようにすればよいですか。**

A80 あくまでも高等学校段階の学習に円滑に接続できるようにするためのものです。

義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る指導を行うことが求められるのは、学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合であり、すべての生徒に対して必ず実施しなければならないものではありません。こうした指導を行うことで、高等学校段階の学習に円滑に接続できるようにすることが求められています。

具体的には、授業の单元ごと、あるいは授業ごとに義務教育段階の学習内容を扱う機会を設けること、あるいは、授業時間のうちの一定の時間（10分程度）を義務教育段階の学習内容の復習に充てることなどの方策が考えられます。あくまでも授業での工夫を優先すべきです。その上でなおかつ学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、必履修教科・科目の単位数を標準単位数の標

準の限度を超えて増加して配当すること、学校設定科目等を履修させること、あるいは各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合も含む。）に義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることなどの、授業時間を増加する方策が考えられます。

**Q81 「コミュニケーション英語基礎」は義務教育段階での学習内容の定着を図るための科目ととらえてよいのでしょうか。**

A81 「コミュニケーション英語基礎」は、中学校で学習した「英語」の定着を図ることで、高等学校外国語科においてすべての生徒に履修させる科目である「コミュニケーション英語」での学習に円滑に移行できる力を養うために、今回の改訂に伴い創設された科目です。この意味では義務教育段階での学習内容の定着を図るための科目ととらえることができます。中学校における学習事項の習得が十分ではない生徒が多く、その定着が必要であると考えられる場合は、「コミュニケーション英語基礎」を履修させてから、必履修科目である「コミュニケーション英語」に移行する教育課程を編成してください。ただし、「コミュニケーション英語基礎」を履修させる場合、「コミュニケーション英語」は原則として「コミュニケーション英語基礎」を履修した後で履修させることとなりますので注意してください。

「コミュニケーション英語基礎」は履修させずに、必履修科目である「コミュニケーション英語」で中学校の学習事項の復習や定着を図ることも可能です。その場合は、「コミュニケーション英語」の標準単位数である3単位を、4単位あるいは5単位に増やして、中学校の学習事項の復習のための指導や言語活動を行うことが考えられます。

**Q82 イの「その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当」した場合、何単位まで増加することが可能ですか。その場合、県教育委員会との協議は必要ですか。**

A82 一定の限度内で可能です。届出については、増加する単位によって異なります。

標準単位数よりも多く単位数を配当する場合には、各教科・科目の目標、内容や指導上の配慮に応じ合理的と見られる範囲内で適切に定めることが必要です。この場合、学校の方針により増加単位数を含めてすべての生徒に履修させることも、あるいは増加単位の一部を生徒に履修させることも可能です。特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することもできますが、その幅については一定の限度があります。基本的にはこの範囲において配当する限りでは、県教育委員会への届出は必要ありません。

ただし、生徒の学習内容の習熟の程度などから判断して、一定の限度を超えて単位数を増加させる必要がある場合は、県教育委員会と協議を行うこととなります。様式3にしたがって、書類を提出してください。

**Q83 ウに示されたように「学校設定科目等を履修させ」る場合、義務教育段階の教科書等を教材として使用することは可能ですか。その場合、義務教育段階の学習内容を再評価することになりますが、高等学校における単位認定に問題はありますか。**

A83 義務教育段階の教科書等を教材として使用することは可能であり、単位認定についても問題はありせん。

学校設定科目の目標や内容については、その科目の属する教科の目標に基づいて定めることとされています。一方で、学校設定教科及び当該教科に関する科目の目標や内容については、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮しなければならないとも示されていますが、高等学校教育の目標は「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させ」（学校教育法第51条）ることであり、生徒の実態に応じて、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目的

とした学校設定教科・科目を高等学校の教科・科目として開設し、その単位数を卒業までに修得すべき単位数に加えることは、高等学校教育の目標や総則第2款の4及び5の規定に合致しますので、高等学校における単位認定には問題がありません。

ただし、学校設定科目の設置については、県教育委員会に届出を行い、使用教材（準教科書）については使用開始期日 30 日前までに実物を添えて申請することが義務づけられていますので、その際に当該の学校設定科目の使用教材（準教科書）として義務教育段階の教科書等を使用する旨を申請してください。

なお、このことについてはQ26 及びQ27 を参照してください。

### 総則第5款の3の(4) 道德教育の全体計画の作成

(4) 全教師が協力して道德教育を展開するため、第1款の2に示す道德教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育について、その全体計画を作成すること。

### Q84 道德教育の全体計画とは何ですか。またその作成の意義とは何ですか。

A84 道德教育の全体計画とは、学校における道德教育の基本的な方針を示すものであるとともに、学校の教育活動全体を通じて、道德教育の目標を達成するための方策を総合的に示した計画です。全体計画はその基本方針を具体化する上で、学校として何を重点化し、どのように工夫するのか、また実施する上で留意しなければならないこと、家庭や地域社会とどう連携を図っていくのかなどについて総合的に示すものです。

また、作成の意義については以下の点が挙げられます。

各校の特色や実態及び課題に即した道德教育が展開できる。

道德教育の重点目標を明確にして取り組むことができる。

全教師による一貫性のある道德教育が組織的に展開できる。

家庭や地域の連携を深め、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を可能にする。

### Q85 道德教育の全体計画を作成するときの留意点は何ですか。

A85 道德教育である人間としての在り方生き方に関する教育は、学校教育全体を通じて行います。したがって、各学校で作成する道德教育の全体計画は、教育活動全体を通じてどのような道德教育を展開しているかを可視化するものです。作成上の留意点は次のようなことが考えられます。

校訓・学校目標に基づいた目標設定になっている。

主役である生徒の道徳的価値の自覚と内在化のための重点目標や指導計画になっている。

生徒の実態を踏まえ、「めざす生徒像」に沿った内容になっている。

各学校の問題点を補い、良いところを伸ばす計画になっている。

各分掌、各教科・科目は、目標に向けた取組が図れている。

保護者や地域住民、異校種等との交流や連携協力が図れている。

また、作成上の過程で大切な事項は次のようなことが考えられます。

全体計画の基本となる事項を把握し、重点目標を設定する。（現状分析・把握）

を踏まえ、指導の重点や指導体制、協力体制を構築する。（全体での指導体制）

全体計画をどのような内容、構成で示せばよいか考察する。（指導体制の可視化）

全体計画作成を通じて、教師間の指導の方向性を統一する。（協働作業）

見直し作業や教師間の相互評価、公開などの形骸化させない工夫がある。（変更可能な体制）

全体計画については決められた形式があるわけではありません。各学校での創意工夫をしながら独自のものを作成できます。学校行事や各教科の活動等で、どのような道徳的価値を重視して実施しているかを明記することが大切です。中学校段階とのつながりを大切にする観点からも、中学校の道徳の全体計画を参考にしたり、道徳の授業を見学したりするのも指導に役立つと考えられます。

**Q86 全体計画作成後の活用事例には、どのようなものがありますか。**

A86 指導主事による各教科や特活領域における学校訪問の際に、道徳教育をテーマにした研究協議を行ったり、他校の取組の情報交換を行ったりすることで、さらに取組の推進や充実を図ることができます。また、趣旨や概要等を学校通信に掲載したり、HPで紹介したりするなど、積極的に公開していくことで、保護者や地域の人々から理解と協力を得るとともに、様々な意見を聞き、一層の改善に役立てることができます。

総合教育センターの道徳教育に関する研究や、道徳教育の研究指定校の取組もありますので、そういった内容も参考にしてください。

**Q87 道徳教育の全体計画はどのような内容で提出しますか。**

A87 様式6に示された内容について記述して提出してください。

**総則第5款の4 職業教育に関して配慮すべき事項**

**総則第5款の4の(1) 普通科における職業科目の履修**

(1) 普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。

**Q88 今回の改訂では、体験活動の充実として職業教育において、産業現場等における長期間の実習を取り入れることとされていますが、長期間とはどの程度の期間をいっているのですか。**

A88 望ましい勤労観・職業観の育成を図る観点から、一定期間就業体験を行うことが望まれています。特に期間を限定してはいません。

就業体験については、学校教育全体として行うキャリア教育の一環として位置付け、学校行事など特別活動において行われることも考えられます。その場合はこうした体験活動の教育的意義が一層深まるとともに、高い教育効果が期待されることなどから、学校の実態や生徒の発達段階を考慮しつつ、生徒にとって過度の負担にならないよう注意しながら、学校でその期間を設定して行われることが望ましいとされています。

キャリア教育の一層の推進の観点からは、受入先の状況を考慮しつつ、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の特性や進路などに応じ、関係する各教科・科目などの指導計画に位置付けて、より長期間の実習を取り入れることも期待されています。

**Q89 職業科目の履修の一環として、就業体験やボランティア活動を校外で行った場合、その評価について留意することは何ですか。**

A89 評価に関しては、科目の目標に照らして、設定した活動に積極的に参加したかどうか、その際の学習態度はどうか、意図した成果が得られたかどうか、勤労観・職業観の育成に役立ったかなどさまざまな観点が考えられます。また事前に、必要に応じてオリエンテーションの実施、計画書の提出、受入先からの報告書の提出など、学校による事前、事後の適切な指導が必要です。

## 総則第5款の4の(4)のウ 定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替

ウ 定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業（家事を含む。）に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部に替えることができること。

**Q90 「その教科・科目の一部を履修した場合と同様な効果があると認められるとき」とはどのような場合をいうのですか。**

A90 次の要件すべてを満たすことが必要で、実務代替の認定は校長が行うことになります。

職業科目が教育課程に位置付けられていること

職業科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業に従事していること

生徒の職業等における実務等が、その各教科・科目の一部を履修したと同様の成果があると認められること

実務の状況等の把握は、生徒からのレポート、その各教科・科目の担任による職場訪問、雇用主からの報告等によることになります。

## 総則第5款の5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

### 総則第5款の5の(1) 生徒の言語活動の充実

(1) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。

**Q91 「言語環境を整える」とは具体的にどういうことですか。**

A91 生徒の言語活動は、マスコミや地域社会及び家庭だけでなく、学校における環境に大きく影響されます。したがって、生徒の言語活動がより適正に行われるようにするためには、学校生活全体における言語環境を十分に整えておくことが大切です。学校生活全体における言語環境の整備としては、例えば、教師は正しい言語で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと、校内の掲示板やポスター、生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること、校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと、適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること、教師と生徒、生徒相互の話し言葉が適切に使用されるよう配慮すること、生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と生徒、生徒相互の好ましい人間関係を築くことなどに留意する必要があります。なお、学校教育活動を通じ、色のみによる識別に頼った表示方法をしないなどの配慮も必要です。

**Q92 「言語環境を整え」ることの意義は何ですか。**

A92 言語能力を伸ばす根幹は、言語環境の充実です。環境は、人を育てる大きな基盤になります。学習するのにふさわしい静謐な環境、また適度な学習刺激を与える言語環境が、学習規律を高め、さらには学習意欲を高めることとなります。

言語に関する能力を向上させ、言語に対する意識や関心を高め理解を深めさせることは、各教科等における指導だけでなく、学校生活全体において配慮することが大切です。

今日、マスコミや情報通信ネットワークなどの情報手段の発達や映像、出版物の氾濫などにより、生徒を取り巻く環境は著しく変化しています。それらは、生徒の言語活動にも影響を及ぼしており、それだけに学校教育において国語を正しく理解し、用いる能力や態度の育成について配慮していくことがますます重要となっています。また、そのことを通じ、生徒が様々な情報に対し主体的にかかわっていく能力や態度の育成を図ることが期待されています。このため、各学校において生徒が日常生活における言語の役割や機能などについて意識や関心をもち、正しく美しい国語を用いるように指導していくことが必要であり、また、教師自身も言語に対する意識と関心をもって指導に当たることが必要です。

整った環境は、安定した精神をはぐくむものです。生徒の学習規律を高め、学習意欲を喚起し、落ち着いた雰囲気醸し出す、人格形成に役立つ言語環境を学校が整えていくことが大切です。

**Q93 各教科にある「指導計画の作成と内容の取扱い」を参考とした言語活動について、具体的な活動や指導計画の作成義務はありますか。また、その場合県教育委員会への届出は必要ですか。**

A93 計画の作成や届出を義務づけてはませんが、学校全体での取組を進めるためにも指導計画を作成し、全教員で共有することが大切です。

教育課程の編成や指導計画の作成と内容の取扱いに当たっては、教科の目標や各科目の目標、内容及び内容の取扱い、並びに関連する総則の規定について十分理解を深め、各教科で身に付けるべき能力の育成を目指し、適切で効果的な指導ができるよう配慮する必要があります。

今回の改訂においては、言語活動の充実を重視しています。このため、配慮事項として、各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要であることを示しています。

このことから、各教科・科目の指導において、この観点到った指導計画の作成と、実際の授業での展開が求められることとなります。ただ、県教育委員会への届出の必要はありません。

なお、言語に関する能力を向上させ、言語に対する意識や関心を高め、理解を深めることは、各教科・科目等における指導だけでなく、学校生活全体において配慮することが大切です。

**総則第5款の5の(4) 進路指導の充実**

(4) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。

**Q94 キャリア教育とは何ですか。**

A94 今日、少子高齢化社会の到来、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化など、生徒の進路をめぐる環境は大きく変化しています。一方若者の勤労観・職業観の未成熟や、社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質・能力の不十分さなどについても、指摘されています。こうした中で、社会の激しい変化に流されることなく、生徒それぞれが直面するであろう様々な課題に、柔軟にかつたくましく対応し、自らの意志と責任で自己の進路を選択することができる能力・態度を育てる教育が、これからの学校教育において必要となります。こうした教育のことをキャリア教育といいます。

キャリア教育において育成すべき能力として、具体的には、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力があげられますが、これらは分野

や職種にかかわらず，社会的，職業的に自立するために必要な基盤となる能力です。

**Q95 キャリア教育の一環としての進路指導の在り方について示してください。**

A95 今回の改訂では，生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育の一環として進路指導が重要な役割を果たすものであることが示されています。キャリア教育を組織的・体系的に推進する観点から，進路指導としての「特別活動」や，自らの在り方生き方の指導としての「総合的な学習の時間」と教科・科目等とを関連付け，学校のすべての教育活動を通じた組織的，体系的なキャリア教育を実践することが必要です。このため各学校においては，組織的，体系的なキャリア教育がなされるよう，各教科等の指導計画の作成に当たって配慮することが大切です。

**Q96 進路指導に就業体験を組み込むことはできますか。**

A96 新学習指導要領には望ましい勤労観・職業観の育成を図る観点から，就業体験の機会の確保に配慮することが示されています。各学校においては，関係の各教科・科目，総合的な学習の時間又は特別活動において，就業体験が行われるように配慮することが必要です。

**Q97 キャリア教育を学校全体で取り上げた場合，どのような事例がありますか。**

A97 高等学校では，生徒が働くことの意義や大切さを理解するとともに，将来の社会的・職業的な自立に必要な意欲・態度や資質，能力を養うためにもキャリア教育に取り組む必要があります。そのための具体的な活動としてはオープンキャンパス，職場の見学，企業実習，社会人の講話・講演，卒業生の体験発表会，インターンシップ，インタビュー活動，身近な産業や職業についての調査・発表，上級学校の先生の講話・講演（大学などの出前講義），高等学校の先生からの体験談，ライフプランニングの作成，キャリアガイダンスやキャリアカウンセリング，図書館や美術館・博物館での調査研究，福祉施設や幼稚園，保育園などでのボランティア体験などが考えられます。

**Q98 総合的な学習の時間でキャリア教育を展開する場合，どんなことに留意したらよいでしょうか。**

A98 各学校で定めた目標の実現のために，地域や学校の特色，生徒の特性に応じて，内容を設定することが求められます。特に自己の在り方生き方や進路について考察するキャリア教育にかかわる課題としては，職業の選択と社会への貢献及び自己実現，ボランティア活動とそれに取り組む人々，働くことの意味や働く人の夢や願い，社会的責任などがあり，学習対象を定める必要があります。単元計画に関しては，第1に，生徒による主体的で粘り強い問題の解決や探究活動を生み出すため，生徒の関心や疑問を重視して，適切に取り扱うこと，第2に，問題の解決や探究活動の展開において，いかにして教師が意図した学習を効果的に生み出していくかなどを考えることが重要です。例えば就業体験を行うと，体験した職業について考えるようになります。しかし，体験した職業に限定された一面的な勤労観・職業観になるおそれもあります。そのようなときは，生徒に就業体験活動とは異なる職業の存在やそれぞれの職業のもつ困難さや問題点などについて考えさせることも大切です。そのために，新しい視点から職業を追求する場面を設定し，学習活動を進めることが考えられます。

**Q99 キャリア教育の一環として，実習を長期休業期間以外の期間に行うことは可能ですか。**

A99 可能です。

今回の改訂では，社会人・職業人として自立していくため生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実させることが重要であり，その一環として，高等学校での就業体験活動などを通じた体系的な指導を推進することが求められています。生徒は就業体験によって職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能になり，自己の職業適性や将来設計について



考える機会を得ることができます。また就業体験が学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し、学習意欲が喚起されることも期待されています。そのため学校は地域や産業界などとの連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるように配慮する必要があります。よって、実施に当たっては、長期休業期間以外の期間に行うことは可能です。

就業やボランティアにかかわる体験的な学習は地域や学校の実態に応じて、学校の教育活動全体の中に位置付けて実施するよう配慮することが大切です。そのため各学校が教育課程を編成するに当たっては、各教科・科目の中での実施（この場合就業体験を行うための学校設定教科・科目を設置することもできます。）、総合的な学習の時間における学習活動として実施、特別活動で実施、学校外における就業体験に対して単位の修得を設定といった形での教育課程編成上の位置付けが考えられます。

#### **総則第5款の5の(5) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視**

(5) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすること。

**Q100 新しく示された「学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動」とはどのようなものですか。また、「計画的に取り入れる」とは、各教科で授業時間内に実施すればよいということですか。**

A100 具体的には、例えば、授業の冒頭に当該授業での学習の見通しを生徒に理解させたり、授業の最後に生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組の充実や生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立等があげられます。これらの指導を通じ、生徒の学習意欲が向上するとともに、生徒が学習している事項について、事前に見通しを立てたり、事後に振り返ったりすることで学習内容の確実な定着が図られ、思考力・判断力・表現力等の育成にも資するものと考えます。これらの活動を取り入れるのは、授業時間内に限ったことではありません。

#### **総則第5款の5の(7) 学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項**

(7) 学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。

**Q101 上記内容は、総則第5款の2の(4)とどのように関連していますか。**

A101 この規定は学習の遅れがちな生徒に対して、教育課程を実施する場合の配慮すべき事項を示したものです。学習の遅れがちな生徒の指導に当たっては、一人一人の能力に即した適切な指導をするため、学習内容の習熟の程度を的確に把握することと、学習の遅れがちな原因がどこにあるのか、その傾向はどの教科・科目において著しいのかなど実態を十分に把握することが必要です。その上で、生徒の実態に即して、各教科・科目の選択を適切に指導するとともに、その内容の取扱いについては、増加単位(総則第2款の2のただし書き)、必履修教科・科目の単位数の一部減(総則第3款の1の(1)のただし書き)、そして第5款の2の(4)に示された各教科・科目の内容の選択などの方法を活用した指導の方法があります。

**総則第5款の5の(8) 障害のある生徒の指導における配慮事項**

(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

**Q102 「障害のある生徒など」の対象には、発達障害など判断の難しい生徒も含まれるのですか。**

A102 含まれます。これらの生徒については、障害の状態等に即した適切な指導を行なう必要がありますので、その障害の種類や程度等を、家庭、中学校、専門医や専門機関等との連絡を密にしながらかつ確に把握しておくことが求められます。

**Q103 「個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う」ための計画書の作成や校内体制などについて、留意することは何ですか。また、県教育委員会への届出はどのようにすればよいのですか。**

A103 届出の必要はありません。

現在、各学校では、特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置が義務づけられています。発達障害など判断が難しい場合には、中学校からの情報、保護者や本人との懇談等により、生徒の実態に即した配慮が必要になります。

指導に当たっては、例えば、障害のある生徒について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した個別の指導計画を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられます。

また、障害のある生徒については、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って学校卒業後までの一貫した支援を行うことも重要です。このため、例えば、家庭や医療機関、福祉施設、労働関係機関等と連携し、様々な側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成することも考えられます。

**総則第5款の5の(9) 海外から帰国した生徒などの指導**

(9) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと。

**Q104 「外国における生活経験を生かす」とは、具体的にどのようなことを指していますか。**

A104 帰国した生徒などが、外国での生活や外国の文化に触れた体験を、本人の各教科・科目等の学習に生かすようにするとともに、他の生徒の学習にも生かすようにしたり、さらに、外国で身に付けたものの見方や考え方、感覚や情緒、外国語の能力などの特性を生かすよう配慮したりすることが大切です。このような機会としては、外国語科のほか、例えば地理歴史科、公民科、芸術科などが考えられますが、生徒や学校の実態に応じて適宜工夫することが必要です。そのためには当該生徒の体験を他の生徒の各教科・科目の学習に生かす場面や活動を工夫することが考えられます。

例えば、外国語科においては、教科書で扱われている語彙や表現の実際の使用場面や使用状況、教科書で扱う外国の生活文化やものの考え方などに関する知識や感覚などを紹介すること。地理歴史科、公民科においては、その国の歴史、政治経済、宗教や産業などの知識あるいは生活習慣の違いなどについて経験したこと等を発表、紹介すること。芸術科においては、その国特有の芸術についての知識や音楽、美術、演劇等で身に付けた技能を紹介、披露すること、などが考えられます。

また、総合的な学習の時間や特別活動においても、国際理解教育に係わる学習や活動の計画や実施に際して、当該生徒の知識や経験を活かしてもらうような指導を行うこともできます。ただし、その知識や経験が、広くその国の状況を一般化したものにならないような配慮も必要です。

#### **総則第5款の5の(14) 家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流**

(14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

#### **Q105 学校間連携を計画するとき、どのように考えていけばよいですか。**

A105 学校間の連携としては、例えば、近隣の学校や同一の課程を有する学校同士が学習指導や生徒指導の連絡会を設けたり、合同の研究会や研修会を開催したりすることが考えられます。また、今回の改訂で大学との連携が明示されています。これを踏まえ、例えば、高等学校において専門分野に関する講演や説明等を大学の教授等に依頼したり、課題学習を行う際に大学生の支援を得てよりきめ細かく指導したりするなど、高大連携を推進することで、生徒の学習意欲を高め、個々の興味・関心を持つ学問分野への理解を一層深めるとともに、主体的な進路選択を行うことができるようにすることも期待されます。

学校同士の交流としては、例えば、近隣の学校と学校行事、部活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、自然や社会環境が異なる学校同士が相互に訪問したり、コンピュータや情報通信ネットワークなどを利用して交流したり、特別支援学校などとの交流を図ったりすることなどが考えられます。これらの活動を通じ、学校全体が活性化するとともに、生徒が幅広い体験を得、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待されます。

こうした取組を進めるに当たっては、総合的な学習の時間や特別活動、家庭科の時間などを有意義に活用するとともに、学校は介護や福祉の専門家の協力を求めたり、地域社会や学校外の関係施設や団体で働く人々と連携したりして、積極的に交流を進めていくことが大切です。

なお、高等学校については、他の高等学校において科目の単位を修得することのできる学校間連携（学校教育法施行規則第97条）、ボランティア活動や就業体験などの学校外活動に対する単位認定（同第98条、平成10年文部省告示第41号）が制度化されており、こうした取組を進めていくことが期待されます。

#### **Q106 学校間連携について、本県における具体的な事例を示してください。**

A106 本県においては、平成7年に「学校間連携等の実施要項について（通知）」（平成7年5月15日付け教学教4-322号）を通知し、翌8年度からは富士吉田地区の県立高校4校（吉田高校、吉田商業高校、北富士工業高校、富士河口湖高校）が文部省（現文部科学省）の地域指定を受け実施しました。平成14年度からは、ふじざくら支援学校が加わり5校での実施となりました。富士北稜高校とふじざくら支援学校の間では、平成20年度まで行われていました。

その他にも平成12年度から甲府西高校と甲府城西高校が学校間連携を2年間実施し、峡北高校と峡北農業高校の間でも平成12年度に行われました。

学校間連携は、生徒が、在籍する高校で開講されていない科目の履修ができる等の利点があります。一方、連携校において時間割や授業時刻の調整が必要になる場合も多く、学校間の移手段や安全確保という課題があることも事実です。したがって、ある曜日の午後に学校間連携を含めた選択科目を開講し、昼休みに移動させるという方法が、本県では一般的です。

## 総則第6款 単位の修得及び卒業の認定 Q & A

### 総則第6款の1 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定

#### 総則第6款の1の(1) 各教科・科目の単位の修得の認定

- (1) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

#### Q107 「履修」と「修得」はどのように定義されていますか。

A107 このことについては平成元年に告示された高等学校学習指導要領の解説総則編に示された定義を踏襲しています。

「履修」とは、教科・科目の目標に到達すべく授業に参加し、授業を受けることをいいます。これに対し「修得」とは、教科・科目を履修することにより教科・科目の目標からみて満足できる成果をあげることです。

#### 総則第6款の1の(2) 総合的な学習の時間の単位の修得の認定

- (2) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な学習の時間を履修し、その成果が第4章に定める目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

#### Q108 総合的な学習の時間の学習評価は、どのように行うのでしょうか。

A108 総合的な学習の時間における評価は、生徒がこの時間の目標をどの程度実現しているのかを把握することによって、学習活動を適切なものに改善するためのものです。また、その結果を生徒や保護者や外部に説明したり証明したりするものです。これまで同様、ペーパーテストなどで数値的に評価することは適当ではありません。

そのためには、各学校において、育てたい力や取り組む学習活動等を明確に定め、評価の観点を定めることが大切です。その上で、どのような力が身に付いたかを適切に評価するために、生徒の学習の姿を基にした評価規準を設定することなどが考えられます。

生徒の具体的な学習状況の評価については、信頼される評価方法であること、多様な評価方法であること、過程を評価する方法であることが重要です。学習の様子を観察記録による評価、作品による評価、ポートフォリオによる評価、パフォーマンス評価、生徒の自己評価や相互評価などで、生徒の学習活動の良い点や意欲・態度、進歩の状況などを記述することが望ましいといえます。

#### 総則第6款の1の(3) 2以上の年次にわたって履修する場合の基本的な扱い

- (3) 学校においては、生徒が1科目又は総合的な学習の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

#### Q109 一科目の単位数が大きい場合に、2以上の年次にわたって履修することはできますか。

A109 原則として、家庭科の「家庭基礎」、各学科に共通する教科の情報の各科目、1単位の科目を除き、2以上の年次にわたって履修できます。

## 学習指導要領 第4章 総合的な学習の時間（本文）

### 第1 目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習（Q111）を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

### 第2 各学校において定める目標及び内容

#### 1 目標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

#### 2 内容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

#### 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。
- (2) 地域や学校、生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。
- (3) 第2の各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視すること。
- (4) 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。
- (5) 学習活動については、地域や学校の特色、生徒の特性等に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動などを行うこと。
- (6) 各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け（Q112）、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。
- (7) 各教科・科目及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
- (8) 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めること。
- (9) 総合学科においては、総合的な学習の時間の学習活動として、原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を含むこと。

#### 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第2の各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
- (2) 問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。
- (3) 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
- (4) 体験活動（Q113）については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を

踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。

- (5) グループ学習や個人研究などの多様な学習形態，地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。
- (6) 学校図書館の活用，他の学校との連携，公民館，図書館，博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携，地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

## 総合的な学習の時間 Q & A

### 総合的な学習の時間 第1 目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

#### Q110 総合的な学習の時間について、今回の改訂で新たになったのはどのようなところですか。

A110 これまでは総則において、趣旨やねらいなどについて定めていましたが、今回の改訂では各教科と同じ扱いで章立てになりました。教育課程における位置付け、目標や学習内容も明確に示され、各学校における指導の充実を図るとしています。

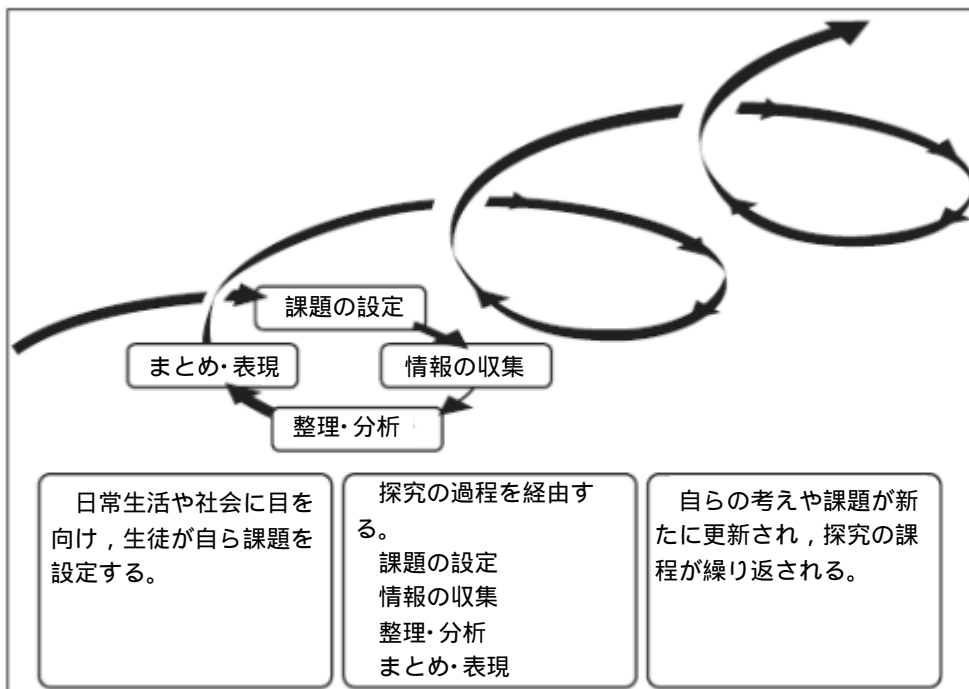
特に目標では「探究的な学習」を行うことや「協同的」に取り組む態度を育てることを明らかにしています。

#### Q111 新しく加わった「探究的な学習」や「協同的」とは具体的にはどのような学習活動でしょうか。

A111 「探究的な学習」とは 問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく一連の学習活動のことです。この探究の過程が、次の図のように連続的に何度も繰り返され、学習活動がスパイラルに高められていきます。

- 【課題の設定】 体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ
- 【情報の収集】 必要な情報を取り出したり収集したりする
- 【整理・分析】 収集した情報を、整理したり分析したりする
- 【まとめ・表現】 気づきや発見、自分の考えをまとめ、判断し、表現する

探究的な学習における生徒の学習の姿



「協同的」に取り組む態度が加わったのは、他者と協力しながら身近な地域社会の課題の解決に主体的に参画し、その発展に貢献しようとする態度をはぐくむことが必要とされているからです。例えば、「生徒間における協同」「地域の人々との協力」「地域社会への参画や貢献」などの学習活動により、お互いの考えや意見を出し合い、見通しや計画を確かめ合い、他者の考えを受け入れながら、問題の解決や探究活動を協同して行うことが考えられます。

### 総合的な学習の時間 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

#### 総合的な学習の時間 第3の1 指導計画の作成に当たっての配慮事項

- (2) 地域や学校、生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。
- (5) 学習活動については、地域や学校の特色、生徒の特性等に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動などを行うこと。
- (6) 各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。
- (7) 各教科・科目及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。

#### Q112 各教科との相互の関連づけをどのように行いますか。また、内容を深化・発展させるにはどのような方法がありますか。

A112 各教科は、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用する学習活動であり、総合的な学習の時間は体験的な活動に配慮しつつ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習で、探究的な活動となるよう充実を図る必要があります。このような学習活動は、生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくみ、生徒の力を伸ばすと考えられます。

総合的な学習の時間の中で、教師は、生徒が関心や疑問を持っている分野の中から、教育的に価値のあるものをとらえ、それを適切に生かして学習活動を組織します。一般に、生徒の学習への意欲は高く、真剣なものとなりやすくなります。一方で、生徒が主体的に進める活動の展開においては、教師が意図した内容を生徒が自ら学んでいくように単元を構成する点に難しさがあります。それゆえ、単なる体験や活動に終始しないよう、注意することが必要です。

各教科において、言語に関する能力の育成を重視していますが、総合的な学習の時間においても、言語により整理したり分析したりして考え、それをまとめ表現して自分の考えを深めることが大切になります。

#### 総合的な学習の時間 第3の2 内容の取扱いについての配慮事項

- (4) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。

#### Q113 特別活動の代替について、特に、修学旅行の一部を総合的な学習の時間に取り組む場合、どのような注意事項がありますか。

A113 探究活動として修学旅行を扱うことはできます。その場合、総合的な学習の時間の年間計画に位置付けられており、両者の目標の趣旨に関連した指導が行われなければなりません。具体的に



は、特別活動として実施する修学旅行において、数日間実施するうち、実際に探究的な学習（行き先の自然，文化，歴史，産業などについて，生徒が主体的に設定したテーマを研究）として活動を行ったり，このことに関連して事前や事後に指導をしたりする部分について，総合的な学習の時間として行うことが考えられます。単純な準備作業（班決めなど）が総合的な学習の時間に適さないというのは言うまでもありません。

## 学習指導要領 第5章 特別活動（本文）

### 第1 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

### 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

#### 〔ホームルーム活動〕

#### 1 目標

ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係（Q115）を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

#### 2 内容（Q116）

学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

##### (1) ホームルームや学校の生活づくり

- ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
- イ ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動
- ウ 学校における多様な集団の生活の向上

##### (2) 適応と成長及び健康安全

- ア 青年期の悩みや課題とその解決
- イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任
- エ 男女相互の理解と協力
- オ コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立
- カ ボランティア活動の意義の理解と参画
- キ 国際理解と国際交流
- ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立
- ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

##### (3) 学業と進路

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解
- イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用
- ウ 教科・科目の適切な選択
- エ 進路適性の理解と進路情報の活用
- オ 望ましい勤労観・職業観の確立
- カ 主体的な進路の選択決定と将来設計

#### 〔生徒会活動〕

#### 1 目標

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

#### 2 内容

学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

##### (1) 生徒会の計画や運営

- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 生徒の諸活動についての連絡調整
- (4) 学校行事への協力
- (5) ボランティア活動などの社会参画

#### 〔学校行事〕

##### 1 目標

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

##### 2 内容（Q117）

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

###### (1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

###### (2) 文化的行事

平素の学習活動の成果を総合的に生かし、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。

###### (3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

###### (4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

###### (5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

#### 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験などの勤労にかかわる体験的な活動の機会（Q118）をできるだけ取り入れること。

(2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。

(3) 学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう〔ホームルーム活動〕等の指導を工夫すること。特に、高等学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活ができるよう工夫すること。

(4) 〔ホームルーム活動〕を中心として特別活動の全体を通じて、特に社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての

在り方生き方の指導が行われるようにすること。その際、他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1)〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。

(2)〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、入学から卒業までを見通して、必要に応じて内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。また、〔ホームルーム活動〕については、個々の生徒についての理解を深め、生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること。

(3)〔学校行事〕については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、入学から卒業までを見通して、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

(4)特別活動の一環として学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うこと。

3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

4〔ホームルーム活動〕については、主としてホームルームごとにホームルーム担任の教師が指導することを原則とし、活動の内容によっては他の教師などの協力を得ることとする。

## 特別活動 Q&A

### 特別活動 第1 目標 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

#### 特別活動 第1及び第2の1 特別活動及び各活動・学校行事の目標

##### 特別活動

###### 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

##### ホームルーム活動

###### 1 目標

ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

##### 生徒会活動

###### 1 目標

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

##### 学校行事

###### 1 目標

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

#### Q114 特別活動の今回の改訂のポイントは何ですか。

A114 改訂のポイントとして次の5点があげられます。

##### 各活動・学校行事の目標の明確化

特別活動の全体目標を受けて特別活動の3領域（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事）のねらいと意義が明確になり、それぞれの目標として示されました。その際、よりよい人間関係を築く力、集団や社会の一員としてよりよい生活づくりに参画する態度の育成が特に重視されました。

##### 体験活動の一層の充実

生徒の発達の段階を考慮して社会参画にかかわる内容をより充実させ、ボランティア活動や就業体験などの体験活動を一層推進することが示されました。

##### 言語活動の充実と活用

体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫することが示されました。

社会的な自立を目指した在り方生き方に関する指導の充実

社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすることが示されました。共通に取り組むべき内容の明示と学校の創意工夫

ホームルーム活動や生徒会活動の内容について、すべての学校で共通に取り組むべき内容であることが示されました。これらの内容は、学校や学科の特色や生徒の実態などに応じた学校の創意工夫を生かし、入学から卒業までを見通して取り組むべきものです。

**Q115 特別活動を構成するホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事の目標にそれぞれ、「望ましい人間関係」という表現が入っていますが、具体的にはどのような内容を示していますか。**

A115 ホームルーム活動では、集団の一員としてそれぞれが役割と責任を果たし、互いに尊重し良さを認めて発揮しあえる開かれた人間関係のことで。

生徒会活動では、生徒会組織の一員としてともに協力し、信頼し支え合おうとする人間関係のことです。また、ボランティア活動など奉仕の精神を養う社会的活動への参画や協力、他校種との交流を通してより良い社会生活を築こうとする態度です。

学校行事においては、全校や学年といった大きな集団の中で様々な生徒と主体的にかかわり、喜びや苦勞を分かち合いながら共通の目標を達成するために信頼し支え合う人間関係のことです。

## 特別活動 第2 【ホームルーム活動】の2 内容

### 2 内容

学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

#### (1) ホームルームや学校の生活づくり

- ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
- イ ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動
- ウ 学校における多様な集団の生活の向上

#### (2) 適応と成長及び健康安全

- ア 青年期の悩みや課題とその解決
- イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任
- エ 男女相互の理解と協力
- オ コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立
- カ ボランティア活動の意義の理解と参画
- キ 国際理解と国際交流
- ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立
- ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

#### (3) 学業と進路

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解
- イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用
- ウ 教科・科目の適切な選択
- エ 進路適性の理解と進路情報の活用
- オ 望ましい勤労観・職業観の確立
- カ 主体的な進路の選択決定と将来設計

**Q116 ホームルーム活動の内容(1)～(3)については、どのようなことに留意すべきですか。**

A116 今回の改訂では、高等学校のホームルーム活動は、(1)、(2)、(3)の活動内容に整理され、それぞれの活動内容においては、入学から卒業までを見通して、取り扱うものとして複数の項目が示されています。また、これらは相互に、直接、間接に関連していますので、生徒の実態や取り上げる題材等に応じて活動内容の相互の関連を図ることについても留意し、ホームルーム活動の個々の時間の充実はもとより、高校生活全体を見通して充実したホームルーム活動が進められるよう指導計画を立てることが必要です。生徒の実態に合わせ、生徒が主体的に参画できるホームルーム活動となるような展開を工夫してください。

**特別活動 第2 【学校行事】の2 内容****2 内容**

全体若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

**(1) 儀式的行事**

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

**(2) 文化的行事**

平素の学習活動の成果を総合的に生かし、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。

**(3) 健康安全・体育的行事**

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

**(4) 旅行・集団宿泊的行事**

平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

**(5) 勤労生産・奉仕的行事**

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

**Q117 学校行事の内容(1)～(5)については、どのようなことに留意すべきですか。**

A117 ホームルーム活動と同様のことが言えます。各行事の充実した活動を通して成就感や達成感を体験させるためにも、各学校の実態や学校行事の特質に応じた重点化や行事間の関連や統合を図った取組が求められます。

また、学校行事は、学校が計画し実施するものであるとともに、生徒が積極的に参加し協力することによって充実する教育活動です。行事の特質や生徒の実態を踏まえ、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるよう、適切な計画を心がけてください。

**Q118 体験活動や校外活動時における生徒の安全管理をどのように行う必要がありますか。**

A118 学校行事は、全校若しくは学年又はそれらに準ずる比較的大きな集団による教育活動ですから、その実施に当たっては、学校の全教職員が行事の目標や指導の重点などを共通理解し、一体と

なって指導に当たらなくてはなりません。そのため全教職員がかかわって入学から卒業までを見通した適切な年間指導計画を作成し、学校全体の協力的な指導体制を確立して組織的に指導に当たる必要があります。

学校行事の指導計画には、年間の学校行事全体にわたる年間指導計画と個々の行事についてのより具体的な個別の行事指導計画があります。

年間指導計画には、通例、学期ごと、月ごとなどに、実施予定の行事名、指導時数、参加の対象、目標、実施の内容、他の教育活動との関連、安全管理計画などを取り上げます。さらに、行事全体の実施に要する経費や、学校の施設・設備の活用や、評価の観点などが必要です。

個別の行事指導計画においては、ねらい、内容（事前、当日、事後）、実施の時期、場所、時間、指導上の留意事項、評価の観点、安全管理計画、役割分担などを取り上げます。

安全管理計画には、その計画実施に伴う危機管理体制、緊急時の対応、保険加入などが含まれます。

また、「山梨県立学校管理規則」第七条に次のとおり定められています。

第七条 学校における教育活動の一環として行う修学旅行、遠足、見学旅行その他の校外行事については、教育委員会の定める基準により、校長が計画して実施する。

2 校長は、海外修学旅行又は海外に及ぶ校外活動を実施しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

3 校長は、修学旅行、遠足、見学旅行その他の校外行事で宿泊を要するもの、県外に及ぶもの又は危険を伴うおそれがあるもの（前項に規定するものを除く。）を実施しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。



様 式



山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県立 高等学校  
校長

平成 年度教育課程の編成について（協議）

このことについて、「山梨県立高等学校教育課程編成の県基準」2 - ( ) の規定により、次のとおり協議します。

協議項目	項 目 について
協議内容	<p>(「2 各教科・科目(2)」についての協議の記載事項)</p> <p>(1) 理由(生徒の実態及び専門教育を主とする学科の特色等)</p> <p>(2) 単位数の一部を減ずる教科・科目名</p> <p>(3) 対象学年(年次)</p> <p>(4) 内容            単位数の扱い            指導計画(1単位時間50分として年間35単位時間で作成)            実施上の配慮事項</p> <p>(「2 各教科・科目(4)」についての協議の記載事項)</p> <p>(1) 理由(休業日の期間に授業日を設定する必要性等)</p> <p>(2) 休業日の期間に授業日を設定する教科・科目名</p> <p>(3) 対象学年(年次)</p> <p>(4) 内容            単位数の扱い            指導計画(1単位時間50分として年間35単位時間で作成)            実施上の配慮事項</p> <p>(「2 各教科・科目(5)」についての協議の記載事項)</p> <p>(1) 理由(10分程度の時間を授業時数に含める必要性等)</p> <p>(2) 授業(確認テスト)を行う教科・科目名</p> <p>(3) 対象学年(年次)</p> <p>(4) 内容            単位数の扱い            指導計画(1単位時間50分として年間35単位時間で作成)            実施上の配慮事項            学校設定教科・科目の場合は、様式3に従う</p> <p>(「4 総合的な学習の時間(3)」についての協議の記載事項)</p> <p>(1) 理由(総合的な学習の時間を2単位とする特別の必要性等)</p> <p>(2) 単位数の一部を減ずる教科・科目名</p> <p>(3) 対象学年(年次)</p> <p>(4) 内容            実施単位数            指導計画(1単位時間50分として年間35単位時間で作成)            実施上の配慮事項</p>

(A4縦書き)

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県立 高等学校  
校長

平成 年度教育課程の編成について（届出）

このことについて、「山梨県立高等学校教育課程編成の県基準」2 - ( )の規定により、次のとおり届けます。

届出項目	項 目 について
届出内容	<p>(「2 各教科・科目(3)」についての届出の記載事項)</p> <p>(1) 専門教科・科目名「 _____ 」</p> <p>(2) 単位数 _____</p> <p>(3) 代替する必履修教科・科目名「 _____ 」</p> <p>(4) 代替する単位数 _____</p> <p>(5) 対象学年(年次) _____</p> <p>(6) 内容 _____</p> <p>(「3 学校設定教科・科目」についての届出の記載事項)</p> <p>(1) 教科・科目の名称「 _____ 」 * 学校設定教科の場合は、教科の目標、教科内の科目構成を記載</p> <p>(2) 科目の目標 _____</p> <p>(3) 単位数 _____</p> <p>(4) 対象学年(年次)及び学科名 _____</p> <p>(5) 主たる教材名(準教科書) _____</p> <p>(6) 指導計画(1単位時間50分として年間35単位時間で作成)</p> <p>(7) 評価規準 _____</p> <p>(「4 総合的な学習の時間(2)」についての届出の記載事項)</p> <p>(1) 代替の理由 _____</p> <p>(2) 対象学年(年次) _____</p> <p>(3) 代替する「課題研究等」の目標 _____</p> <p>(4) 代替する「課題研究等」の単位数 _____</p> <p>(5) 指導計画(1単位時間50分として年間35単位時間で作成)</p> <p>(「6 単位修得」についての届出の記載事項)</p> <p>(1) 科目名又は総合的な学習の時間の名称「 _____ 」(単位数) _____</p> <p>(2) 対象学年(年次) _____</p> <p>(3) 単位認定を行う学期と単位数 _____</p> <p>(4) 学期ごとの内容(分割履修の場合) _____</p>

( A 4 縦書き )

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県立 高等学校  
 校長

平成 年度教育課程の編成について（協議）

このことについて、次のとおり協議します。

協議項目	項 目
協議内容	<p>（毎日10分程度の時間を使っての「学校設定教科・科目」についての協議の記載事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教科・科目の名称「 _____ 」                      * 学校設定教科の場合は、教科の目標、教科内の科目構成を記載</li> <li>(2) 科目の目標</li> <li>(3) 単位数</li> <li>(4) 対象学年（年次）及び学科名</li> <li>(5) 主たる教材名（準教科書）</li> <li>(6) 指導計画（1 単位時間50分として年間35単位時間で作成）</li> <li>(7) 評価規準</li> </ul> <p>（単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加することについての協議の記載事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 理由</li> <li>(2) 教科・科目名</li> <li>(3) 対象学年（年次）</li> <li>(4) 内容                      単位数の扱い                      指導計画（1 単位時間50分として年間35単位時間で作成）                      実施上の配慮事項</li> </ul>

（A 4 縦書き）

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県立 高等学校  
校長

### 標準と異なる教育課程の実施についての事情説明

このことについて、次のとおり事情を説明します。

説明項目	項 目
説明内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 標準と異なる内容</li><li>2 標準と異なる理由</li><li>3 具体的な実施方法</li><li>4 予想される効果について</li><li>5 生徒の負担について</li><li>6 職員の合意について</li></ol>

( A 4 縦書き )

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県立 高等学校  
校長

平成 年度使用準教科書について（申請）

このことについて、「山梨県立学校管理規則第 10 条」の規定により、次のとおり申請します。

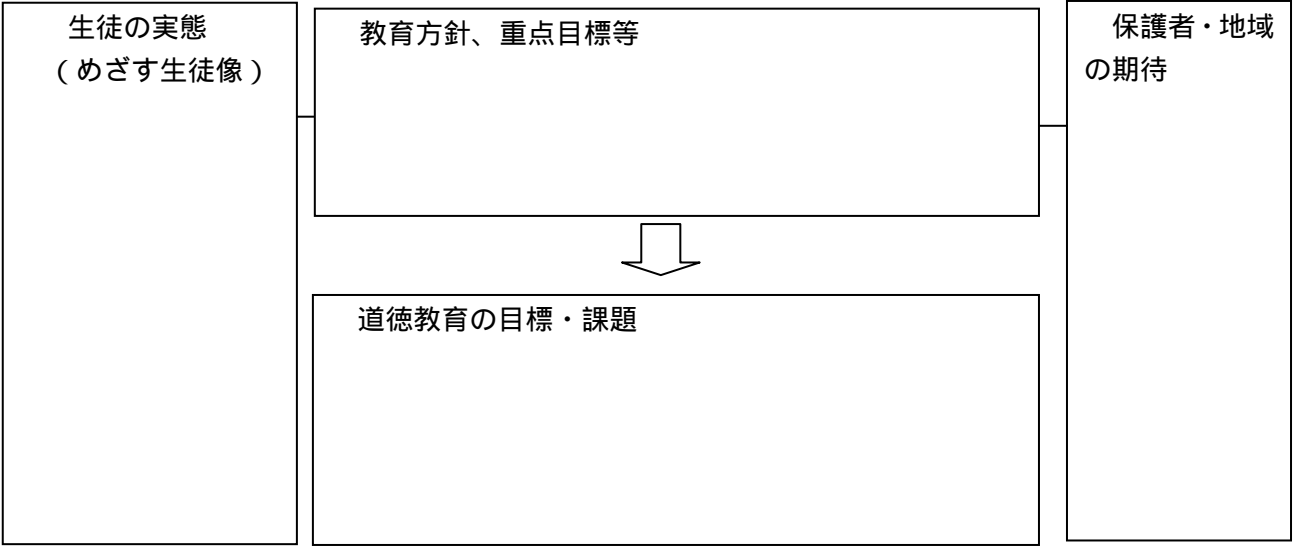
教科	教育課程上の科目名	単位数	学年年次	学科コース類型	準教科書名	出版社	価格	部数	備考

（A 4 縦書き）

注：検定教科書の場合は，書名・記号・番号を記すことにより見本の提出は必要ありません。

平成 年度道德教育の全体計画（様式例） 高等学校（学校番号）

校 訓 :



総合的な学習の時間での取組

LHRでの取組

各教科における取組

- ・国語
- ・地歴
- ・公民
- ・数学
- ・理科
- ・保健体育
- ・芸術
- ・外国語
- ・家庭
- ・情報
- ・農業
- ・工業
- ・商業

学年における取組

- ・1 学年
- ・2 学年
- ・3 学年

各分掌における取組

- ・教務
- ・生徒指導
- ・進路指導
- ・環境整備
- ・教育相談 等

家庭・地域、他校種との交流等

特別活動における取組

- ・生徒会活動
- ・学校行事

（ A 4 縦書き ）



# 関 係 法 令 等

教育基本法

学校教育法（抄）

学校教育法施行令（抄）

学校教育法施行規則（抄）

学校教育法施行規則第 98 条各号の規定により

別に定めることとされた学修について定める件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

単位制高等学校教育規程

学校外における学修等の単位認定



# 教育基本法

平成十八年十二月二十二日法律第二十号

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

## 第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生き

る基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

### 第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

# 学校教育法（抄）

昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号

一部改正：平成十九年六月二十七日法律第九十六号

## 第四章 小学校

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

## 第六章 高等学校

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第五十二条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前二条の規定及び第六十二条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第五十三条 高等学校には、全日制の課程のほか、定時制の課程を置くことができる。

高等学校には、定時制の課程のみを置くことができる。

第五十四条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

・ (略)

第五十五条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

(略)

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以

上とする。

高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは、「第五十一条」と読み替えるものとする。

## 第八章 特別支援教育

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

## 学校教育法施行令（抄）

昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号

最終改正：平成一九年一二月一二日政令第三六三号

### 第二節 学期、休業日及び学校廃止後の書類の保存

（学期及び休業日）

第二十九条 公立の学校（大学を除く。）の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

# 学校教育法施行規則（抄）

昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号

一部改正：平成二十一年三月九日文部科学省令第三号

## 第四章 小学校

### 第二節 教育課程

第五十四条 児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たつては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

第五十八条 校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。

## 第六章 高等学校

### 第一節 設備，編制，学科及び教育課程

第八十一条 二以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）ごとに学科主任を置き、農業に関する専門学科を置く高等学校には、農場長を置くものとする。

2～5（略）

第八十三条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によつて編成するものとする。

第八十四条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

第八十五条 高等学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、前二条の規定によらないことができる。

第八十五条の二 文部科学大臣が、高等学校において、当該高等学校又は当該高等学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該高等学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認め、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第五十一条の規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三条又は第八十四条の規定の全部又は一部によらないことができる。

第八十六条 高等学校において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三条又は第八十四条の規定によらないことができる。

### 第二節 入学，退学，転学，留学，休学及び卒業等

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たつては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

第九十七条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校



又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

- 2 前項の規定により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得する場合においては、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。
- 3 同一の高等学校に置かれている全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の併修については、前二項の規定を準用する。

第九十八条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修
- 三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

第九十九条 第九十七条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は三十六を超えないものとする。

第一百条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修（当該生徒が入学する前に行つたものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修
- 二 高等学校の別科における学修で第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

### 第三節 定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合その他

第一百三十三条 高等学校においては、第一百四十四条第一項において準用する第五十七条（各学年の課程の修了に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

- 2 前項の規定により学年による教育課程の区分を設けない場合における入学等に関する特例その他必要な事項は、単位制高等学校教育規程（昭和六十三年文部省令第六号）の定めるところによる。

第一百四十四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

- 2・3 （略）

# 学校教育法施行規則第 98 条各号の規定により別に定めることとされた学修について定める件

平成 10 年 3 月 27 日  
文部省告示第 41 号

- 1 省令第 98 条第 1 号の別に定める学修は、次に掲げる学修（第 4 号に掲げる学修にあつては、高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものに限る。）とする。
  - 一 大学又は高等専門学校における学校教育法第 105 条（同法第 123 条で準用する場合を含む）に規定する特別の課程における学修及び科目等履修生、研究生又は聴講生としての学修
  - 二 専修学校の高等課程における学修並びに専門課程における学校教育法第 133 条で準用する同法第 105 条に規定する特別の課程における学修及び科目等履修生又は聴講生としての学修
  - 三 専修学校が高等課程又は専門課程において高等学校の生徒を対象として行う附帯的教育事業における学修
  - 四 大学において開設する公開講座における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修
- 2 省令第 98 条第 2 号の知識及び技能に関する審査で別に定めるものは、次に掲げる審査とする。
  - 一 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成 12 年文部省令第 25 号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和 42 年文部省告示第 237 号）により文部科学大臣が認定した技能審査で、当該審査の合格に係る学修が高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの
  - 二 次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの
    - イ 審査を行うものが国又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定による法人その他の団体であること。
    - ロ 審査の実施に関し、十分な社会的信用を得ていること。
    - ハ 審査が全国的な規模において、毎年 1 回以上行われるものであること。
    - ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。
- 3 省令第 98 条第 3 号の別に定める学修は、次に掲げる活動に係る学修で高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものとする。
  - 一 ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動
  - 二 スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果をあげたもの

# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号

最終改正：平成十九年六月二十七日法律第九十八号

## 第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

（教育委員会の職務権限）

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- 十一 学校給食に関する事。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- 十三 スポーツに関する事。
- 十四 文化財の保護に関する事。
- 十五 ユネスコ活動に関する事。
- 十六 教育に関する法人に関する事。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

## 第四章 教育機関

### 第一節 通則

（教育機関の所管）

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

（学校等の管理）

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

- 2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、

教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

## 第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等

(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

- 2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。
  - 一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
  - 二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
  - 三 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。
  - 四 教育委員会の委員及び校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
  - 五 生徒及び児童の就学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。
  - 六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育の振興並びに芸術の普及及び向上に関し、指導及び助言を与えること。
  - 七 スポーツの振興に関し、指導及び助言を与えること。
  - 八 指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。
  - 九 教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。
  - 十 教育に係る調査及び統計並びに広報及び教育行政に関する相談に関し、指導及び助言を与えること。
  - 十一 教育委員会の組織及び運営に関し、指導及び助言を与えること。
- 3 文部科学大臣は、都道府県委員会对し、第一項の規定による市町村に対する指導、助言又は援助に関し、必要な指示をすることができる。
- 4 地方自治法第二百四十五条の四第三項の規定によるほか、都道府県知事又は都道府県委員会は文部科学大臣に対し、市町村長又は市町村委員会は文部科学大臣又は都道府県委員会对し、教育に関する事務の処理について必要な指導、助言又は援助を求めることができる。

# 単位制高等学校教育規程

昭和六十三年三月三十一日文部省令第六号

最終改正：平成十九年十二月二十五日文部科学省令第四十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十三条，第四十五条第四項，第四十九条及び第八十八条の規定に基づき，単位制高等学校教育規程を次のように定める。

（趣旨）

第一条 この省令は，学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三百条第一項の規定により学年による教育課程の区分を設けない全日制の課程，定時制の課程及び通信制の課程（以下「単位制による課程」という。）に関し，同令の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（入学者の選抜の方法）

第二条 単位制による課程のうち定時制の課程又は通信制の課程であるものに係る入学者の選抜の方法は，当該単位制による課程を置く高等学校の設置者が定める。

（入学及び卒業の時期）

第三条 単位制による課程については，教育上支障がないときは，学期の区分に従い，生徒を入学させ，又は卒業させることができる。

（編入学）

第四条 単位制による課程に係る編入学は，相当年齢に達し，相当の学力があると認められた者について，相当の期間を在学すべき期間として，これを許可することができる。

（転入学）

第五条 単位制による課程に係る転学又は転籍は，修得した単位及び在学した期間に応じて，相当の期間を在学すべき期間として，これを許可することができる。

（科目の開設等）

第六条 単位制による課程のうち定時制の課程又は通信制の課程であるものを置く高等学校においては，高等学校教育の機会に対する多様な要請にこたえ，多様な科目を開設し，かつ，複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（過去に在学した高等学校において修得した単位）

第七条 単位制による課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の校長は，当該単位制による課程の生徒が過去に在学した高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において単位を修得しているときは，当該修得した単位数を当該単位制による課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

（休業日）

第八条 公立高等学校の単位制による課程のうち定時制の課程又は通信制の課程であるものに係る休業日は，当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が定める。

（科目履修生）

第九条 単位制による課程のうち定時制の課程又は通信制の課程であるものを置く高等学校においては，当該単位制による課程の聴講生として特定の科目を履修する者（以下「科目履修生」という。）に対し，多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

2 単位制による課程のうち定時制の課程又は通信制の課程であるものを置く高等学校の校長は，当該単位制による課程の生徒が当該高等学校に入学する前に科目履修生として特定の科目を履修している場合において，教育上有益と認めるときは，当該科目履修生としての履修を当該入学した高等学校における履修とみなし，その成果について単位を与えることができる。

附 則

この省令は，昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成五年三月一〇日文部省令第五号）

この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年十一月一七日文部省令第三八号抄）

1 この省令は平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年一月二五日文部科学省令第四〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成一九年六月法律第九六号）の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。（後略）

## 学校外における学修等の単位認定（「高等学校学習指導要領解説総則編」p91～p95）

学校教育法施行規則等において、次のような、学校外の学修等について単位認定を可能とする制度が設けられている（【別表】参照）。

### (1) 海外留学に係る単位認定

外国の高等学校（正規の後期中等教育機関）へ留学した場合に、~~36~~36<sup>\*注</sup>単位を限度として我が国の高等学校の単位として認めるものである。単位認定に当たっては、外国における学習の結果をもとにその実態に応じて適切な方法により、我が国の単位として換算して認定するものであり、外国のカリキュラムを逐一当該高等学校の各教科・科目と対比し、これらに置き換えて評価する必要はない。また、学年をまたがって留学した生徒については、留学が修了した時点において、学年の途中においても進級又は卒業を認めることができる。

<sup>注</sup>「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成22年文部科学省令第8号）により改正

### (2) 学校間連携による単位認定

生徒の履修したい科目が自校には設けられていないが他校では開設されている場合、学校間の協議により、自校の生徒が他校において一部科目を履修することを可能とし、他校で修得した科目の単位数を、生徒の在学する高等学校が定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることができることとするものである。自校には設けられていない専門教科・科目や他校の学校設定教科・科目などの履修が可能となり、生徒の選択の幅を拡大することができる。

この制度は、自校の全日制の課程と定時制の課程又は通信制の課程との間において相互に併修する場合についても適用される。この学校間連携により、自校の卒業に必要な単位数に加えることのできる単位数及び以下の(3)～(5)により認定できる単位数については、従来、その合計数が20単位を超えないものとされていたが、平成17年度より、これらの単位数の合計数の上限が拡大され、36単位を超えないものとされている。

これは、高等学校の生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、生徒の在学する高等学校での学習の成果に加えて、生徒の在学する高等学校以外の場における体験的な活動等の成果について、より幅広く評価できるようにすることを通じて、高等学校教育の一層の充実を図る観点から、拡大されたものである。

これらの制度の活用に当たっては、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等について（平成10年3月31日付け文初高第202号文部省初等中等教育局長通知）」の内容に十分留意しつつ、各学校において、当該学修が教育上有益と認められるか、単位認定の対象となる科目が当該高等学校の教育課程の全体からみて適切であるか等について判断する必要がある。

### (3) 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定

大学や高等専門学校における学校教育法第105条（同法第123条において準用する場合を含む。）に規定する特別の課程における学修及び科目等履修生、研究生、聴講生としての学修、専修学校の高等課程における学修並びに専門課程における学校教育法第133条において準用する同法第105条に規定する特別の課程における学修及び科目等履修生又は聴講生としての学修、専修学校の高等課程又は専門課程において高等学校の生徒を対象として行う附帯的教育事業における学修、大学の公開講座、公民館などの社会教育施設が開設する講座などにおける学修について、それを自校の科目の履修とみなし、単位の修得を認めるものである。単位認定に当たっては、各学校の判断により、その学修成果に対応する科目の一部又は全部の単位として認めることもでき、また、増加単位として認定することもできる。

### (4) 技能審査の成果の単位認定

高等学校において設けられている各教科・科目の学習内容に対応しており、かつ一定の要件を満たす知識・技能審査において相当程度の成果を収めた場合、それを自校の科目の履修とみなし、単位として認めるものである。単位認定に当たっては、各学校の判断により、その学修成果に対応する科目の一部

又は全部の単位として認めることもでき、また、増加単位として認定することもできる。

なお、従前は、実用英語能力検定や簿記検定などの知識・技能審査に合格した場合のみ、単位認定が可能であったが、平成 18 年度より、TOEFL・TOEIC などのように合格・不合格の区別のない知識・技能審査の成果に係る学修についても単位認定ができるようになった。

#### **(5) ボランティア活動等の単位認定**

学校外の活動として、社会福祉施設等においてボランティア活動を行った場合、企業、工場や農家等において就業体験活動（インターンシップ）を行った場合、各種のスポーツ活動や文化に関する活動において顕著な成績をあげた場合、それを自校の科目の履修とみなし、単位の修得を認めるものである。単位認定に当たっては、各学校の判断により、その学修成果に対応する科目の一部又は全部の単位として認めることもでき、また、増加単位として認定することもできる。

#### **(6) 高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定**

生徒が在学中又は入学する前に、高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目（旧大学入学資格検定により合格点を得た受検科目を含む）に係る学修について、それを自校の科目の履修とみなして、単位の修得を認めるものである。

従前、高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する生徒については、大学入学資格検定の受検が認められるとともに、高等学校学習指導要領の規定により、入学前又は在学中の大学入学資格検定の合格科目について、それに相当する高等学校の科目の単位として認定することができることとされていた。

平成 17 年度から従来の大学入学資格検定に代わり高等学校卒業程度認定試験が導入されるとともに、従来の大学入学資格検定と異なり、高等学校の全日制課程の生徒にもその受験が認められることとなった。

これらのことを踏まえ、平成 17 年度より、全日制課程、定時制課程及び通信制課程の別を問わず、生徒が、在学中又は入学する前の高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修について、校長の判断により、当該高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができることとしたものである。また、旧大学入学資格検定に合格した科目についても同様の取り扱いとされている。

単位認定の対象とする試験科目の範囲や認定方法等は、各学校において適切に判断する必要があり、例えば、生徒が現に高等学校において履修中の科目を対象とするか、高等学校卒業程度認定試験においてどのような評点での合格を要件とするかなど、具体的な範囲や認定方法は、各学校の判断に委ねられている。

なお、この制度が学校教育法施行規則で規定されたことに伴い、高等学校学習指導要領の大学入学資格検定合格科目の単位認定についての規定は削除された。

#### **(7) 別科において修得した科目に係る学修の単位認定**

別科とは、高等学校に置かれ、高等学校の入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とする教育機関であり、その修業年限は 1 年以上とされている（学校教育法第 58 条第 1 項、第 3 項）。

生徒が在学中又は入学する前に、別科において高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修について、それを自校の科目の履修とみなして、単位の修得を認めるものである。「高等学校学習指導要領に定めるところに準じて」とあるのは、別科における科目の履修が内容的にも、量的にも、高等学校における科目の履修に準じていることを要することとしているものである。

#### **(8) 定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定**

定時制又は通信制の課程に在学する生徒が、都道府県教育委員会が指定する技能教育施設（専修学校、職業能力開発校等）において教育を受けている場合に、高等学校の校長が、当該施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなす措置をとることにより、単位として認めるものである。この連携措置は、高等学校と技能教育施設との間で計画を定めて実施するものであり、働きながら学ぶ青少年に対し、より効果的に高等学校教育を提供することを目的としている。単位認定の対象となるのは、職業に関する教科であり、認定単位数は卒業に必要な単位数の 2 分の 1 以内とされている。



**(9) 定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定**

通信制の課程の生徒が、自校の定時制の課程又は他校の定時制若しくは通信制の課程において一部科目の単位を修得した場合、定時制の課程の生徒が、自校の通信制又は他校の通信制の課程において一部科目の単位を修得した場合、当該校長の定めるところにより、その単位数を自校の卒業に必要な単位数に含めることができるものである。この定通併修による単位認定については、上限は設けられていない。

なお、定時制の課程の生徒が他校の定時制の課程において一部科目を履修する場合については、上記(2)の学校間連携の制度によることとなる。

**【別表】**

制度	根拠規定	制度の概要
海外留学に係る単位認定	学校教育法施行規則第93条	外国の高等学校への留学を許可された場合に、外国の高等学校における履修を自校における履修とみなし、単位の修得を認定できる制度（ <del>30</del> 36*注単位まで）
学校間連携による単位認定	学校教育法施行規則第97条	他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度（～を合わせて36単位まで）
大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定	学校教育法施行規則第98条第1号 平成10年文部省告示第41号第1項	大学、高等専門学校若しくは専修学校における学修、大学、公民館その他の社会教育施設において開設する講座等における学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度（～を合わせて36単位まで）
技能審査の成果の単位認定	学校教育法施行規則第98条第2号 平成10年文部省告示第41号第2項	文部科学大臣が認定した技能審査など一定の要件を満たす知識及び技能の審査の成果に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度（～を合わせて36単位まで）
ボランティア活動等の単位認定	学校教育法施行規則第98条第3号 平成10年文部省告示第41号第3項	学校外におけるボランティア活動、就業体験、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度（～を合わせて36単位まで）
高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第1号	高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる制度
別科の科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第2号	高等学校の別科において、高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度
定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定	学校教育法第55条 学校教育法施行令第32条～第39条 技能教育施設の指定等に関する規則	定時制又は通信制の課程の生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設において教育を受けているとき、当該施設における学習を自校における職業教科の一部の履修とみなすことのできる制度（卒業に必要な単位数の2分の1以内）
定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定	高等学校通信教育規程第12条	通信制の課程の生徒が自校の定時制課程、他の高等学校の定時制課程、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき、又は定時制の課程の生徒が自校の通信制課程、他の高等学校の通信制課程において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数をそれぞれ自校の定めた通信制課程又は定時制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度

\*注「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成22年文部科学省令第8号）により改正

「県立高等学校での学校外における学修の単位認定に関する基準」及び「学校外の学修実施要項」参照



平成21年度 山梨県高等学校教育課程研究協議会委員名簿

	職名(教科)	氏名	所属	備考
委員長	校長	瀧田 武彦	甲府南高等学校	
副委員長	主幹・研修主事	阿部 邦彦	総合教育センター	第1部会長
"	教頭	上小澤 仁志	吉田高等学校	第2部会長
"	教頭	中島 勝人	山梨園芸高等学校	第3部会長
"	教頭	秋山 宏子	富士北稜高等学校	第4部会長
"	教頭	横森 孝徳	中央高等学校	第5部会長
委員	研修主事	中山 真男	総合教育センター	第2部会
"	教諭(国語)	小尾 きよこ	甲府東高等学校	第5部会
"	教諭(国語)	飯室 毅	上野原高等学校	第2部会
"	教諭(地歴)	崎田 哲	日川高等学校	第1部会
"	教諭(地歴)	矢崎 敏明	巨摩高等学校	第5部会
"	教諭(公民)	樋口 繁章	日川高等学校	第3部会
"	教諭(公民)	古屋 勇人	吉田高等学校	第1部会
"	教諭(数学)	大久保 雅司	甲府第一高等学校	第2部会
"	教諭(数学)	篠原 健	身延高等学校	第4部会
"	教諭(理科)	小松 秀幸	吉田高等学校	第3部会
"	教諭(理科)	廣瀬 志保	塩山高等学校	第4部会
"	教諭(保体)	小俣 宏記	桂高等学校	第1部会
"	教諭(保体)	丸山 孝	甲府西高等学校	第3部会
"	教諭(美術)	岩井 慎太郎	甲府東高等学校	第4部会
"	教諭(音楽)	渡辺 玲子	甲府南高等学校	第2部会
"	教諭(英語)	雨宮 靖子	甲府西高等学校	第1部会
"	教諭(英語)	藤原 剛	吉田高等学校	第5部会
"	教諭(情報)	三枝 和博	甲府昭和高等学校	第2部会
"	教諭(情報)	矢崎 香織	韮崎高等学校	第2部会
"	教諭(家庭)	清水 規与美	北杜高等学校	第4部会
"	教諭(家庭)	名取 陽子	白根高等学校	第3部会
"	教諭(農業)	清水 章男	農林高等学校	第2部会
"	教諭(農業)	嶋津 文彦	北杜高等学校	第3部会
"	教諭(工業)	高野 修	谷村工業高等学校	第1部会
"	教諭(工業)	秋山 政司	韮崎工業高等学校	第4部会
"	教諭(商業)	武藤 秀樹	増穂商業高等学校	第1部会
"	教諭(商業)	吉村 清志	塩山高等学校	第5部会
"	教諭(特活)	熊谷 剛	甲府南高等学校	第3部会
"	教諭(特活)	齋藤 章	甲府第一高等学校	第3部会
"	教諭(地公)	佐藤 弘	山梨県高教組	第2部会
事務局	指導主事(国語)	小石川 正文		第1部会
"	指導主事(地歴)	斉木 邦彦		第2部会
"	指導主事(公民)	高見澤 圭一		第4部会
"	指導主事(数学)	古屋 武人		第5部会
"	指導主事(理科)	高保 裕樹		第1部会
"	指導主事(保体)	飯田 春彦		第2部会
"	指導主事(保体)	今村 勇二		第3部会
"	指導主事(美術)	丹沢 公彦		第5部会
"	指導主事(英語)	井上 耕史		第1部会
"	指導主事(家庭)	小松 裕子		第4部会
"	指導主事(農業)	深澤 眞悟		第3部会
"	指導主事(工業)	手塚 幸樹		第4部会
"	指導主事(商業・情報)	川手 正昭		第2部会
"	指導主事(特活)	小川 巖		第3部会

平成22年度 山梨県高等学校教育課程研究協議会委員名簿

	職名(教科)	氏名	所属	備考
委員長	校長	瀧田 武彦	甲府南高等学校	
副委員長	主幹・研修主事	阿部 邦彦	総合教育センター	第1部会長
"	教頭	上小澤 仁志	吉田高等学校	第2部会長
"	教頭	中島 勝人	農林高等学校	第3部会長
"	教頭	秋山 宏子	甲府城西高等学校	第4部会長
"	教頭	横森 孝徳	巨摩高等学校	第5部会長
委員	教頭	中山 真男	笛吹高等学校	第2部会
"	教諭(国語)	小尾 きよこ	甲府東高等学校	第5部会
"	教諭(国語)	飯室 毅	吉田高等学校	第2部会
"	教諭(地歴)	崎田 哲	日川高等学校	第1部会
"	教諭(地歴)	矢崎 敏明	巨摩高等学校	第5部会
"	教諭(公民)	樋口 繁章	日川高等学校	第3部会
"	教諭(公民)	古屋 勇人	吉田高等学校	第1部会
"	教諭(数学)	大久保 雅司	甲府第一高等学校	第2部会
"	教諭(数学)	篠原 健	身延高等学校	第4部会
"	教諭(理科)	小松 秀幸	吉田高等学校	第3部会
"	教諭(理科)	廣瀬 志保	塩山高等学校	第4部会
"	教諭(保体)	小俣 宏記	桂高等学校	第1部会
"	教諭(保体)	丸山 孝	甲府西高等学校	第3部会
"	教諭(美術)	岩井 慎太郎	甲府東高等学校	第4部会
"	教諭(音楽)	渡辺 玲子	甲府南高等学校	第2部会
"	教諭(英語)	雨宮 靖子	甲府西高等学校	第1部会
"	教諭(英語)	藤原 剛	吉田高等学校	第5部会
"	教諭(情報)	三枝 和博	甲府昭和高等学校	第2部会
"	教諭(情報)	矢崎 香織	韮崎高等学校	第2部会
"	教諭(家庭)	名取 陽子	白根高等学校	第3部会
"	教諭(農業)	清水 章男	農林高等学校	第2部会
"	教諭(農業)	嶋津 文彦	北杜高等学校	第3部会
"	教諭(工業)	高野 修	谷村工業高等学校	第1部会
"	教諭(工業)	秋山 政司	韮崎工業高等学校	第4部会
"	教諭(商業)	武藤 秀樹	増穂商業高等学校	第1部会
"	教諭(商業)	吉村 清志	甲府商業高等学校	第5部会
"	教諭(特活)	熊谷 剛	甲府南高等学校	第3部会
"	教諭(特活)	齋藤 章	甲府第一高等学校	第3部会
"	教諭(地公)	佐藤 弘	山梨県高教組	第2部会
事務局	指導主事(国語)	羽田 孝行		第1部会
"	指導主事(地歴・公民)	斉木 邦彦		第2部会
"	指導主事(数学)	古屋 武人		第5部会
"	指導主事(理科)	廣瀬 浩次		第1部会
"	指導主事(保体)	飯田 春彦		第2部会
"	指導主事(書道)	伊藤 裕之		第5部会
"	指導主事(英語)	井上 耕史		第1部会
"	指導主事(家庭)	清水 規与美		第4部会
"	指導主事(情報)	永田 典弘		第4部会
"	指導主事(農業)	深澤 眞悟		第3部会
"	指導主事(工業)	手塚 幸樹		第4部会
"	指導主事(商業)	川手 正昭		第2部会
"	指導主事(特活)	佐野 修		第3部会